

① 令和2年特（わ）第858号 令和2年3月31日公訴提起

② 令和2年特（わ）第1327号 令和2年6月15日公訴提起

被告人 相 嶋 静 夫

準 抗 告 申 立 書

令和2年7月3日

東京地方裁判所 刑事第14部 御中

被 告 人 相 嶋 静 夫

弁 護 人 高 田 剛

弁 護 人 鄭 一 志

弁 護 人 河 村 尚

弁 護 人 瀬 川 慶

弁 護 人 小 林 貴 樹



上記被告人に対する頭書①及び②の外国為替及び外国貿易法違反被告事件について、令和2年6月23日東京地方裁判所裁判官遠藤圭一郎がなした保釈請求却下の裁判に対し、下記のとおり準抗告を申し立てる。

第1 申立ての趣旨

- 1 原裁判を取り消す。
- 2 被告人の保釈を許可する。

との決定を求める。

第2 申立ての理由①（刑事訴訟法89条4号に該当する事由は存在しないこと）

1 はじめに

勾留は人の身体の自由を奪い自由刑と同じ苦痛を与えるものであるから、保釈の除外事由に関する要件も勾留の要件と同様に厳格に解すべきで、刑訴法60条1項2号の「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」の解釈がそのまま当てはまるものと考えられる。

すなわち、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」が認められるためには、被告人が罪証隠滅の対象となり得る証拠につき、①罪証隠滅行為を行う客観的可能性及び実効性があること並びに②主観的可能性があることが必要である。そのように限定的に解釈しなければ、およそすべての被告人に「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」が認められてしまうことになり、刑事訴訟法が身体拘束を最小限に止めようと勾留について要件を置く意味や、起訴後については被告人と検察官が対等な当事者として訴訟行為を行うため原則として保釈されることを前提としている刑事訴訟法の構造が全く機能しなくなってしまう。

原裁判は、本件は刑事訴訟法89条4号に該当するとして弁護人の保釈請求を却下したものであるが、本件では、上記①及び②の点からすると被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がなく、検察官の意見が極めて不当であることは明らかである。

なお、以下では、頭書①の事件を「先行事件」と、頭書②の事件を「後行事件」と、先行事件と後行事件を合わせて「本件」とそれぞれ呼称する。

2 罪証隠滅の対象となり得る証拠について

(1) 本件の争点について

本件は公判前整理手続に付されているが、検察官からはすでに「証明予定事実記載書」、「証拠調請求書」、「証拠一覧表」の交付を受け、弁護人からも「求釈明書」（別紙１）を提出しており、現時点で手続自体は進捗している。この点、弁護士から「予定主張記載書面」等の書面は未だ提出されていない段階ではあるものの、上記求釈明書記載のとおり、現時点で被告人の主張内容は十分示されており、ゆえに本件における争点も明らかである。

すなわち、本件において、被告人は、被告人が令和２年３月３１日まで顧問を務めていた大川原化工機株式会社（以下「被告会社」という。）が公訴事実記載の噴霧乾燥器（以下「本件噴霧乾燥器」という。）を、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第４８条第１項の定める許可を得ることなく輸出した事実自体は争っていない（相被告人である大川原正明（以下「大川原」という。）及び島田順司（以下「島田」という。）も同様である。）。被告人は、外為法第４８条第１項及びその委任を受けた輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第２条の２第２項第５の２（以下「本件省令の定め」という。）イないしハの要件のうち、同ハ（「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」）（以下「本件要件ハ」という。）につき、正しい法解釈に従えば本件

噴霧乾燥器は同要件に該当せず、その輸出には許可が必要なかったとして、犯罪の成立を争うものである。

被告人は本件噴霧乾燥器輸出当時から、ここにいう「滅菌又は殺菌」とは噴霧乾燥器内部の微生物を完全に除去し又は伝染能力を失わせる程度の高度の能力を指すものと解し、本件噴霧乾燥器は客観的にかかる性能を有していないことから同要件に該当せず、したがって外為法第48条第1項の定める許可を要しないと認識していたのであり、公判でも同旨を主張する予定である。かかる被告人の認識と主張は本件に関する任意捜査が始まった当初から一貫しており、捜査機関にも同旨の供述をしてきた。

この「滅菌又は殺菌」の意義について、公判において検察官がどのような主張をするかは不明であるが、弁護人は公判において「滅菌又は殺菌」についての法解釈論を展開する予定であり、公判における最も大きな争点の1つになるものと思われる。そして、被告人の故意(認識)についても、このような法解釈論がベースになるものである。

このように、本件の最も重要な争点は本件要件ハの法解釈そのものであり、その意味で特異な類型の刑事事件といえる。

(2) 本件で罪証隠滅の対象となり得る事実及び証拠

上述のとおり、本件の主たる争点は法解釈であるが、その他事実認定上の争点となりうる事実について、被告人の主張は次のようなものである。

すなわち、本件噴霧乾燥器は外為法上の許可が必要となるだけの客観的性能(内部の全ての微生物を除去ないしその伝染能力を破壊する能力)を有しておらず、かつ、本件噴霧乾燥器がそのような性能を有しているとの認識もない。そして、被告人は、相被告人との間で、本

件噴霧乾燥器が外為法第48条第1項の定める許可が必要であると認識しながら許可を取らずにこれを輸出する旨の共謀をしたこともない。

したがって、本件で想定しうる事実認定上の争点は、①本件噴霧乾燥器が客観的に本件要件ハに該当する性能を有しているか否か、②故意及び共謀の有無となるものと思料される。

よって、本件の争点との関係で罪証隠滅の対象となりえる具体的事実としては、(ア) 本件噴霧乾燥器の客観的性能 (イ) 同性能に関する認識 (ウ) 共謀が想定される。

この点、本件では、既に1年以上にもわたる長期の任意捜査が先行して行われており、その間複数回の搜索差押処分が実施され、被告人の居宅や被告会社オフィスからは大量の書証や証拠物が押収されており、もはや本件に関する書証・証拠物で押収すべきものは存在しないものと思料される。そして、これら押収済みの証拠については、被告人による隠滅の可能性は皆無である。

したがって、本件で罪証隠滅の対象として想定されるのは、人証としての相被告人及び被告会社関係者ということになる。

このことは、保釈請求に対する検察官の意見においても、罪証隠滅のおそれについては「共犯者や被告会社従業員ら関係者と口裏合わせ」「共犯者らあるいは従業員らと口裏合わせ」と記載されていることから明らかである（別紙2）。

(3) 小括

このように、本件で罪証隠滅の対象となり得る証拠は、人証としての相被告人及び被告会社関係者である。

以下、これらの者に対する罪証隠滅行為があり得ないことを述べる。

3 罪証隠滅の客観的可能性及び実効性がないこと

(1) はじめに

本件において検察官が想定している相被告人等の参考人に対する働きかけ等による罪証隠滅行為には、客観的可能性及び実効性が一切ない。

(2) 本件噴霧乾燥器の客観的性能との関係

まず、本件噴霧乾燥器の客観的性能との関係について検討すると、本件では、参考人として、本件噴霧乾燥器の設計に携わった被告会社のエンジニアリング部に所属する多数の従業員が任意に出頭して供述しているが、そもそも本件噴霧乾燥器の性能は本件噴霧乾燥器を用いた実験等で客観的に明らかとなるものである。

そして少なくとも先行事件においては、現に捜査機関は機械の性能について実験等による証拠収集を行っており、検察官もかかる証拠による立証を予定している（別紙3）。これは先行事件と事実関係が概ね共通する後行事件においても同様と考えられる。

よって、この点について被告人が従業員に対して働きかけることは実効性がなく、罪証隠滅の可能性はない。

(3) 本件噴霧乾燥器の性能に関する認識との関係

ア また、本件噴霧乾燥器の性能に関する認識との関係でも、相被告人及び参考人らに対する働きかけをする客観的可能性及び実効性はない。

イ 本件噴霧乾燥器の用途は、先行事件についてはリチウムイオン電池の材料の製造、後行事件についてはアクリル樹脂の材料の製造で

あり、微生物の除去を目的とするものではないのであって、本件噴霧乾燥器を輸出した当時、被告会社が本件噴霧乾燥器について微生物除去の実験を社内で行ったことがない以上、かかる微生物除去に関する性能の認識に関する従業員の供述は、そもそも当該従業員の想像の域を出ない。したがって、本件噴霧乾燥器の性能に関する認識についての従業員の供述の重要性は低い。

さらに、本件は既に公訴が提起されている以上、検察官は起訴当時の手持ち証拠によって本件の公訴事実が立証可能であると見込んでいたはずであるところ、被告会社の従業員は、従前から本件噴霧乾燥器に本件要件ハに規定されるような性能（内部の全ての微生物を除去し又は伝染能力を破壊できる性能）はないし、当然その認識もない旨を供述している。したがって、検察官は、本件噴霧乾燥器の性能に対する認識について、従業員の供述に頼ることなく立証可能であると考えていたはずである。そうであるならば、事後にそれと反する供述を従業員がしたところで、その立証可能性は揺らがないはずである。

そもそも、犯罪の主観面にかかる事項については、外為法において噴霧乾燥器が規制されるまでの被告会社及び経済産業省間の折衝にかかる資料、並びに被告人、相被告人ら及び被告会社の従業員らの供述調書などが証拠として想定されるところであるが、任意捜査段階から現在まで捜査機関により数多くの証拠収集活動が行われ、同時に被告人らを含む被告会社の関係者の取調べも多数実施し、多くの供述調書が作成されているのであり、証拠はすでに十分に収集されているはずである。そして被告人は、既に押収された証拠物及び作成済みの供述調書に手を触れることができないのであり、かかる証拠を改変するなどの罪証隠滅をすることは当然不可能である。

ウ また、検察官は、被告人らの逮捕後、被告会社の従業員の一部が供述が変遷したと主張し、被告人による従業員との口裏合わせのおそれを基礎づける事情としている。

しかし、後述のとおり（「5 検察官の意見が極めて不当であること」の(6)イ・ウ）、被告会社の従業員はその供述を変遷させたのではない。

さらに、この点を措くとしても、本件では被告会社も起訴され、被告会社従業員らは、その地位に照らして事実上被告会社と同じく防御に関与せざるを得ない状況にある。被告会社従業員の中には過去の取調べではあいまいな記憶で供述をした者もいたかもしれないが、被告会社も起訴されたことでその従業員である各自も当事者としての意識を持つに至り、十分に記憶を喚起し、整理し、現在に至っている。検察官が供述の変遷を主張しているのは、各々が記憶を喚起して捜査機関の誘導に乗らず真摯に供述を行った結果を正視せず、ひたすらに検察官の見立てこそが真実と盲信し、それに反する供述を頭ごなしに虚偽と断定しているからであろう。しかしながら、このように被告会社の従業員が記憶を喚起し、整理することは、起訴された被告会社として当然の防御の一貫であり、なんら非難されることではない。このような被告会社の防御活動それ自体を、身柄拘束を正当化する事由として考慮・評価することは、被告会社およびその役員等である被告人らの防御権を侵害するものであり、許されない。なお、被告会社の従業員が供述を変遷させたのは専ら同従業員らが真摯に記憶を喚起させたことが原因であり、検察官が根拠を捏造してまで主張する「レクチャー」などによるものではないことを強く付言しておく。

したがって、検察官が主張する上記供述の変遷は、被告人らの保釈における罪証隠滅の現実的可能性を基礎づける事情とはなり得ない。

エ 以上より、本件噴霧乾燥器の性能に対する認識の人証としての参考人らに対して、被告人が働きかける客観的可能性及び実効性もまたないといえる。

(4) 相被告人との共謀との関係

検察官が主張する「被告人大川原が、被告会社の噴霧乾燥器は貨物等省令３要件には該当しないと言いつのって、輸出をし続けることとし、…被告人３名において、同方針によることを合意した」（別紙４）との謀議行為の事実との関係でも、以下のとおり、被告人が相被告人や被告会社関係者らに対して自己に有利な供述をするよう働きかける客観的可能性及び実効性がない。

そもそも、被告人らは一貫して、輸出に許可は必要ないと主張しており、本件の最大の争点は、本件噴霧乾燥器の輸出に許可が必要であったのか否か、すなわち本件の各噴霧乾燥器が「定置した状態で内部の滅菌または殺菌をすることが可能」なのかどうか、及び被告人が「可能」であることを示す具体的事実を認識していたかどうかなのであって、具体的な装置の性能を離れて一律に被告会社製品が該当しないこととしたか否かは被告人らの主張との関係で主たる争点となるものではない（また、被告人間の認識の一致それ自体を争ってもいない）。この点で、検察官の主張する謀議行為の事実は重要性の低い事実といえる。

実際上も、被告人らはこれまでの長期間にわたる任意捜査の過程で口裏合わせを行う機会が十分あったにもかかわらず一切していないし、被告人は取調べ中に検察官からもそのような指摘を受けたことは一度もない。

このように、検察官の主張する謀議行為については、罪証隠滅を図るほど重要な事実ではない上に、罪証隠滅を図った形跡すらないのであって、その立証妨害のために罪証隠滅行為に及ぶ可能性はおおよそ現実的なものとは言えない。

(5) 規制導入までの被告会社と経済産業省との折衝経緯等との関係

ここで、検察官は本件保釈請求に対する意見書において、罪証隠滅の対象となる事実として、規制導入までの被告会社と経済産業省との折衝経緯等、すなわち「被告会社は…自社の噴霧乾燥器が規制の対象とならないように、規定文言や要件の緩和に関する要望を行うなどしていた事実」や「これらの経緯への被告人の関与、被告会社内での協議状況等」（以下、この項において「本事実」という。）を挙げ、そのために相被告人や会社関係者と口裏合わせをするおそれがあるとするから、かかる事実との関係でも罪証隠滅の客観的可能性が無いことについても論じる。

まず、検察官が本事実の立証に必要な証拠として証拠調べ請求している被告会社関係者の供述証拠は甲 3 1 号証から甲 3 6 号証であるから、これらの供述者について検討する。

甲 3 1 号証は、大川原正明が供述者に対してパブリックコメント募集に際してコメントをするよう依頼した事実を内容とするが、当該依頼の内容及びコメント結果については電子メール等の客観証拠として残っており、隠滅不可である。そうすると、供述者が直接体験した事実のうち、本事実と関連し、かつ客観証拠が存在しない部分は、大川原が「平気、平気。全然気にしてないから。」なる発言をしたとの事実のみであるが、かかる発言は、規制に該当しないという被告人らの

主張からも整合する発言であり、推認力のない事実であるから、本事実との関係で罪証隠滅を図るだけの理由がない。

甲 3 2 号証の内容のうち、本事実との関係で意味を持つ、供述者■が直接体験した事実は、「(本件要件ハに該当するのではとの質問に) 被告人が『経産省や役人の言うことなんか聞かなくていいんだよ』『経産省の役人はよくわかってないんだよ』『普通に設計していれば大丈夫だよ』などと答えたこと」である。しかし、かかる発言は、被告会社製品が全て該当するとの内容ではないし、むしろ該当しないとの認識を基礎づけるものとして被告人の主張とも整合するのであって、本事実との関係で罪証隠滅を図るべき理由がない。

甲 3 3 号証の内容のうち、本事実との関係で意味を持ちうるのは、被告人が「うちの噴霧乾燥器は滅菌殺菌できないから、無理だから、非該当でいいんだ」という発言をしたとの事実である。しかしながら、現に被告人は滅菌殺菌できないと主張しているのであって何ら矛盾するものではなく、いずれの主張からも整合的な事実であって推認力を持たない。したがって、本事実との関係で罪証隠滅を図る理由がない。

甲 3 4、3 5 号証は、島田順司が会議で「民生用であれば輸出できるので SD は問題ない」と発言し、大川原が異を唱えなかったために「非該当ありき」の方針が決まったとの事実を内容とする。もっとも、島田の発言や大川原が異を唱えなかったことは客観証拠である会議録に残っているのであって、隠滅不可能である。したがって、本事実との関係で■に働きかけることには、罪証隠滅の実効性がない。

甲 3 6 号証の供述者は、本事実当時すでに被告会社を退社しており、その供述には本事実との関係において関連性がないから、そもそも罪証ではない。

そして、メールや会議録等が残っており口裏合わせによる罪証隠滅の実効性がないのは相被告人らに対しても同様であるし、そもそも被告人ら自身も経産省との折衝があったこと自体について争ってはいない。したがって、本事実との関係で相被告人らと口裏合わせをする現実的可能性もない。

そして、証明予定事実記載書には間接事実たる本事実のみが具体的に記載されており、これは弁護人の主張が不明な中で概括的に記載されただけのものとは異なる。そのため、現時点で請求されている証拠は、検察官が本事実を立証するのに必要十分なものとして請求されているはずである。

結局、本事実との関係で検察官の立証上意味を持ちうる事実、全てメールや会議録等の客観証拠又は経産省の職員の供述をもって立証される事実であり、被告会社関係者の供述によって立証しなければならない事実はないのであるから、相被告人や会社関係者に対して罪証隠滅行為に及ぶ客観的可能性は無いというべきである。

4 罪証隠滅の主観的可能性について

(1) 本件における否認の内容

前述のとおり、被告人が公訴事実の一部を否認する理由は、①本件要件ハが、定置したままの状態での内部の全ての微生物を除去し又は伝染能力を破壊できる性能を有する噴霧乾燥器を規制する趣旨であるとの解釈を前提に、②本件噴霧乾燥器がかかる客観的性能を有しておらず、③被告人において本件噴霧乾燥器がかかる客観的性能を有していないと認識していたことに尽きる。

仮に、本件要件ハについて、定置したままの状態での内部の微生物を少しでも低減させる程度の性能でも規制する趣旨との解釈を前提と

するのであれば、被告人は、本件噴霧乾燥器がこの程度の性能であれば有していた可能性があることは任意捜査の段階から特に争っていない。

このように、本件は否認事件ではあるが、本件要件ハの法解釈が主たる争点であることから一般的な否認事件とは大きく性質が異なる。

(2) 罪証隠滅の主観的可能性がないこと

上記①は罪証隠滅と無関係であるし、上記②の証拠についてはおよそ実効的な罪証隠滅が不可能である。

そして、上記③は、被告人の認識を推認させる証拠物となるべきものは既に全て押収されているはずだから罪証隠滅の可能性自体がなく、人証については前述のとおり重要性は低く罪証隠滅を図る行為は実効性に欠けるのであるから、被告人が保釈取消等による身柄拘束の危険を冒してまで罪証隠滅行為に及ぶとは考え難い。

そもそも本件では、本件各被告事件の両方について被告会社に対する警察の任意捜査が先行していたところ、かかる任意捜査は平成30年10月から始まり、警察による被告会社に対する複数回にわたる搜索差押及び被告会社からの任意提出により、膨大な証拠物が押収されたほか、被告会社の従業員ら参考人及び被告人らの多数回にわたる取調べにより、極めて多数の供述調書が作成された。令和2年3月11日に被告人らが逮捕されて以降も、被告会社の従業員らは、新型コロナウイルスの流行下においても、速やかに検察官の取調べに応じる旨を被告会社の連絡担当従業員を通じて同年4月3日に電話で検察官に伝えとともに、同月6日付で同趣旨の書面を検察官に発送するなど（別紙5）、新型コロナウイルス感染症による人命や健康への危険を

押して警察及び検察官の呼び出しに応じ、取調べを受け、多数の検察官面前調書が作成されていた。

このように、本件では任意捜査段階のみならず先行事件での逮捕後後行事件で起訴されるまでの間にも、被告人をはじめ共犯者とされている者及び被告会社従業員らは多数回の取調べを受け、供述調書も数多く作成されているのであるから、今さら被告人において働きかけを行う動機などない。さらにいえば、相被告人も参考人らも、任意捜査の段階から一貫して被告人の認識とほぼ一致する供述をしているのであって、被告人がこれらの者に働きかけて供述を変遷させる必要性・メリットが皆無である。

その上で、被告人が、罪証隠滅の実効性を度外視して人証に接触する可能性についても、弁護人が本件保釈請求の際に提示した条件には、被告人が共犯者とされる者及び被告会社の関係者と一切接触しない旨が定められており、これと同旨の誓約書が提出され、かつ高額な保釈保証金の没取という制裁もこれを担保しているのであるから、極めて低いといえる。

(3) 被告人が黙秘していることとの関係

言うまでもないことであるが、黙秘権は憲法上の権利であり、黙秘権の行使を不利益に取り扱うことは実質的に黙秘権を侵害するに等しいものであって、被告人が黙秘を続けていること自体から抽象的に罪証隠滅のおそれを肯定することは断じて許されない（被告人が真実を主張することが「否認」と評価されるのは専ら検察官の見立てが真実との架空の前提に基づくからである。）。

特に、第189回国会における「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の二において、「保釈に係る判断に当たっては、

被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしないこと又は黙秘していることのほか、検察官請求証拠について刑事訴訟法第326条の同意をしないことについて、これらを過度に評価して、不当に不利益な扱いをすることとならないよう留意するなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めること」と明記されたことに照らしても明らかである。

特に本件では1年以上にもわたる任意捜査が先行して行われているところ、当該任意捜査に被告人や被告会社関係者が積極的に協力してきたにもかかわらず（別紙6、別紙7参照）、突然逮捕されたという経緯があり、明らかに被告人の自白強要を目的とした逮捕であると容易に推察できるものであった。実際、被告人は勾留後に警察・検察官による取調べを受けているが、別紙8載のとおり、取調べにおいては黙秘による不利益を明示又は黙示に示した脅迫的な尋問や、利益誘導を図る尋問が横行している。このような不当な尋問が繰り返されているのは、ひとえに検察官が被告人の自白を欲しているからにほかならない。

かかる捜査機関の違法かつ不当な捜査手法に対し、被告人が防御手段として黙秘権を行使したことは当然のことである。したがって、被告人が黙秘していることは何ら罪証隠滅のおそれを基礎づけるものではない。

5 検察官の意見が極めて不当であること

(1) はじめに

本件の保釈求意見に対する検察官の意見では、被告人が罪証隠滅におよぶおそれがある根拠として、下記①ないし⑥が挙げられている。

- ①被告人の供述が変遷していること
- ②被告人及び相被告人が黙秘していること
- ③被告会社の従業員が非協力的な態度であったこと
- ④被告会社の従業員の一部が任意捜査段階の供述を撤回したこと
- ⑤被告会社が被告人の初回の逮捕後にコメントを発表したこと
- ⑥弁護人が従業員に指示ないしレクチャーをしていたこと
- ⑦日産自動車元会長の海外逃亡からすると保釈条件によっても通謀が防げないこと

しかし、これらはいずれも事実を捻じ曲げた極めて誤導的な意見である。以下、本件の特殊性を示した上で、個別に反論する。

(2) 本件の特殊性

被告人は、本件噴霧乾燥器の輸出行為当時から、本件噴霧乾燥器が本件要件ハを満たす性能を有しないとの認識を有していた。

そして、本件要件ハ（「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」）の解釈について、捜査機関は、少なくとも任意捜査の段階では、「滅菌又は殺菌」とは「噴霧乾燥器内部の微生物がほんの少しでも死ねば該当する」との解釈を採用していたものと窺われる。他方、被告人及び被告会社は、「滅菌又は殺菌」の要件について、噴霧乾燥器内部の微生物を完全に除去し又は伝染能力を失わせる程度の高度の能力を指すものと理解しており、このことは任意捜査の段階から供述しており、現在まで一貫していて変遷はない。

そして、本件要件ハの「滅菌又は殺菌することができるもの」の意味については、本年1月に経済産業省より「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きて

いる微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」をいい、「当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない」ことが明確化された。かかる解釈は、本年1月以前においても、クロスフロー濾過用の装置（輸出令3の2項（2）4）の該非判定要件（貨物等省令第2条の2第2項第4号）における「滅菌又は殺菌することができるもの」の解釈として明示されていたものの、これが同一文言を用いる噴霧乾燥器についても適用されるのかは必ずしも明らかでなかった。これがようやく本年1月に明確化された。

このように、本件では、そもそも本件要件ハの解釈問題が大前提として存在しており、捜査機関と被告人との間で、任意捜査当時から同要件の解釈に関する理解が異なっていたことが明らかであった。

(3) ①被告人の供述に変遷等がないこと

ア 検察官は「被告人は、貨物等省令3要件ハの該当性の認識につき、本起訴事件の警察官の弁解録取時には、『経済産業省へ輸出許可申請すべきところ、無許可で中国に輸出したことは間違いない。輸出規制対応は、大川原社長、島田と3人で話し合ったが、最終的には社長の責任だ。』などと曖昧ながら事実を認めつつも共犯者に責任転嫁する供述をしたが、検察官による弁解録取では、『規制の内容は知っていたが、本件輸出には関わっていない。』などと弁解し、その後は黙秘に転じ、追起訴事件についても、黙秘を継続している。」と意見を述べている。

イ しかし、被告人に供述の変遷は一切ない。

まず、検察官は、上記のとおり、被告人が警察の弁解録取において、「『経済産業省へ輸出許可申請すべきところ、無許可で中国に輸出し

たことは間違いない。輸出規制対応は、大川原社長、島田と３人で話し合ったが、最終的には社長の責任だ。』などと曖昧ながら事実を認め」と述べるが、全く事実ではない。被告人は警察官による弁解録取時から一貫して「本件輸出には関わっていない。」と説明していた。検察官の意見書に記載されているような「経済産業省へ輸出許可申請をすべきところ、無許可で中国に輸出したことは間違いない。輸出規制対応は、大川原社長、島田と３人で話し合ったが、最終的には社長の責任だ。」などの発言は一切していない。

また、検察官は被告人が「曖昧ながら事実を認め」ていたと述べるが、本件の噴霧乾燥器について「経済産業省へ輸出許可申請すべき」とした趣旨は、捜査機関の「噴霧乾燥器内部の微生物がほんの少しでも死ねば該当する」との解釈を前提とすれば、該当する可能性があると述べたに過ぎないのであり、こういった趣旨の供述は任意捜査の段階でも度々行っていた。

ウ そもそも被告人は、前述のとおり、任意捜査の段階から一貫して、本件要件ハについて、噴霧乾燥器内部の微生物を完全に除去する程度の高度の能力を指すとの解釈を前提とした「該当性の認識を否認」していたのであり、検察官もかかる供述状況は熟知していたはずである。

検察官は、被告人が警察官による弁解録取時に被疑事実を認めた旨の事実と反する内容を述べた上で、検察官による弁解録取時に被告人が供述を変遷させたかのように述べており、裁判所を欺く行為という他なく、不当極まりない意見である。

- (4) ②被告人及び相被告人の黙秘から罪証隠滅のおそれがあるとの意見に全く理由がないこと

ア 検察官は、「共犯者大川原及び同島田も、被告人同様、黙秘している」と述べ、このことを罪証隠滅のおそれがあることの根拠としている。

イ しかし、被告人及び相被告人が黙秘しているのは、1年以上にもわたる任意捜査に積極的に協力したにも関わらずなされた本件身柄拘束が専ら自白獲得を目的としてなされたものであることが強く疑われたためである。

また、黙秘権は憲法上の権利であり、被告人が黙秘を続けていること自体から罪証隠滅のおそれを肯定することが許されないのは前述のとおりである。

なお、相被告人である大川原及び島田についても被告人と同様に供述の変遷などなく、弁解録取において自身の主張を述べているのであり、相被告人の供述態度もなんら罪証隠滅のおそれを推認させるものではない。

捜査段階での黙秘権を言い換えるなら、被疑者が捜査に協力する義務がないという意味になるところ、このような黙秘権の行使が憲法や刑訴法によって正当と認められているのは、強制捜査もなし得る捜査機関の強大な権限にかんがみてのことである。つまり、本件で言えば、捜査機関は被告人の協力を得なくとも強制捜査によって証拠を収集できるはずであり、現に本件においても前述のとおり多数の証拠物や供述が確保されている。被告人や相被告人が黙秘して捜査に協力しなかったのは当然の権利行使をしたにすぎず（ただし、被告人や相被告人は任意捜査においては常に出頭して捜査に協力していた上、被告会社従業員らに至っては被告人らが逮捕された後も検察官の求めに応じて出頭し、捜査に協力していた）、さらに積極的な罪証隠滅工作を行った事実もない。起訴後に当事者としての

地位を獲得した今もなお被告人の身柄を拘束するのを正当化するの
であれば、百歩譲って、少なくとも現実に罪証隠滅が行われた事実
が認められるべきであるが、この事実が全くないのに、その危険が
あるという抽象的な理由によって当事者たる被告人の身柄を拘束す
るのは、それこそ身柄拘束の苦痛を利用して、被告人に虚偽の自白
や検察官請求証拠への不本意な同意等を強いることになり、断じて
許されない。

- (5) ③被告会社の従業員が非協力的な態度であったとの主張が極めて
不当であること

ア 検察官は、「本起訴事件による被告人らの身柄拘束後、検察官が
関係者の取調べを行うための呼出しを行ったところ、被告会社管理
担当者は、個々の従業員の呼出は同管理担当者を通して実施するこ
とを要求した上、一部の従業員に関し、業務多忙を理由に被告人ら
の身柄拘束期間内の協力を拒否するなど、非協力的な態度を明確に
示し」と主張し、これを罪証隠滅のおそれがあることの根拠とし
ている。

イ しかし、これは極めて不当な主張と断言できる。被告会社の各従
業員は、本件逮捕による会社業務の混乱の中、客先・仕入先への対
応に追われ、現に多忙を極めていた（被告会社は全体で80名程度
の中小企業である。）。そのような中、個々の従業員の呼出に個々に
対応していたのでは、業務効率を悪化させ更に混乱を招く（例え
ば、ある従業員が呼出により業務対応できない場合、他の従業員を
手当てしなければならず、業務の混乱を避けるために一定の調整が
必要であることは明らかであろう。）ことから、各従業員の要請も
あり、被告会社の管理担当者が窓口となって全体の日程調整を行う

ことを希望したことが、なぜ捜査への「非協力的な態度」となるのか理解に苦しむ。被告会社の管理担当者は、業務の混乱回避と捜査協力を両立させるために、各従業員と相談の上、可能な限りの対応を行ってきたのであり、現に別紙５のとおり新型コロナウイルスの流行下にもかかわらず取調べに協力する旨を申し入れているし、別紙７のと通りの参考人取調べが実施されている。

ウ そもそも、参考人取調べはあくまで任意捜査であり、当然、参考人の都合と調和させなければならないが、検察官が参考人の都合を無視して検察官の要望どおりの取調べが実現できなければ捜査への「非協力的な態度」というのであれば、検察官は意図的だろうがなかろうが実現が困難な予定を参考人に要求し、これが拒まれれば直ちに「捜査に非協力的である」と難詰できることになり、極めて失当というほかない。なお、本件では、検察官は、被告会社の管理担当者の申入れにも関わらず、令和２年３月１８日に従業員個人宅に呼出の連絡を入れており、この点について弁護人が嚴重に抗議していたところ（別紙９）、後日、当該従業員の取調べの際に、担当検察官から当該従業員に対して直接謝罪の意思が示されている。

エ 付言すると、検察官は「取調べを実施できた者の中には」などと述べ、あたかも取調べを実施できなかった従業員がいるかのような主張をしているが、検察官から呼び出され、これを拒否して取調べが実施されなかった被告会社の従業員は一人もいない。

オ このように、参考人取調べに関して被告会社担当者が日程調整を行ったことが「被告会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている可能性が極めて高」いことを裏付けるとの主張はあまりにも無根拠であり、参考人取調べの状況

や被告会社担当者の言動について罪証隠滅のおそれを推認させる事情は全く見当たらない。

(6) ④被告会社の従業員の一部が任意捜査段階の供述を撤回した旨の検察官の主張が誤導的であること

ア 検察官は「被告会社従業員…の中には、前記要件ハの該当性について、任意捜査段階の供述を撤回する者もいた」と主張している。

イ しかし、これは明らかに誤導的な主張である。

まず、被告会社従業員が、本件の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するとの認識を供述したことはない。前述のとおり、本件要件ハの解釈は任意捜査の段階から捜査機関と被告人及被告会社関係者との間で異なっており、本件要件ハの該当性について認める供述があるとするれば、それは捜査機関の言う「噴霧乾燥器内部の微生物がほんの少しでも死ねば該当する」との解釈を前提とするなら、その限りでは本件噴霧乾燥器がこれに該当する性能を有していると供述した被告会社従業員もいたというに留まる。しかし、そのような供述をした従業員は、本件身柄拘束の前後を通じて、本件噴霧乾燥器が内部の全ての菌を除去あるいは死滅させる性能を有していないという認識を供述しているはずである。

ウ そして、検察官は「取調べを実施できた者の中には、要件ハの該当性について、任意捜査の段階の供述を撤回する者もいた」というが、これは、上記のように任意捜査の段階では捜査機関の上記解釈に不当に誘導され、捜査機関の解釈に従った場合に「該当する」と述べた点について、あくまで捜査機関の上記解釈を前提とした供述であることを明確にしたというに過ぎないのであって、事実認識に関する供述を撤回した者はいない（任意捜査の段階で、本件噴霧乾

燥器が内部の全ての菌を除去あるいは死滅させる性能を有している
と述べた被告会社従業員はいないのであり、この点に関する供述を
変遷させた者もない。))。

検察官は被告会社従業員の供述に変遷があったと主張するが、被
告会社従業員らが被告人らの逮捕を知り、さらに自分の会社が起訴
されたことを受けて、十分に記憶を喚起し、捜査機関の誘導に乗ら
ないように気を付けるなど、かえって供述態度が真摯になっただけ
のことである。これは、被告会社を起訴したことに伴う被告会社自
身の防御活動として当然の行為であって供述の変遷とはいえず、被
告人による罪証隠滅のおそれを基礎づけるものではない。なお、被
告会社の従業員らが被告人の逮捕や被告会社の起訴前に必ずしも記
憶を十分に喚起していなかったのは、そもそも法律や刑事事件の意
味の理解に乏しい上に、平素の仕事をやりくりして任意捜査に協力
していた事情に照らせばやむを得ないところであり、むしろ本来は
任意に協力する立場であるはずの従業員らを多数回呼びつけ、一方
的な見立てに沿う供述に誘導していた警察の捜査の問題が大きい
のであって、任意捜査での従業員らの供述を非難することはできない
はずである。

エ このように、検察官は、法律解釈に関する問題を事実認識の問題
とすり替え、あるいは故意に混同させることで、「被告会社が組織
ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールし
ている」との印象を演出しようと画策しているようであり、極めて
不当である。

以上のとおり、被告会社従業員の供述状況において罪証隠滅のお
それを推認させる事情は全く見当たらない。

(7) ⑤被告会社が被告人の初回の逮捕後にコメントを発表したことは何ら罪証隠滅のおそれを推認させないこと

ア 検察官は、被告会社が被告人の逮捕後、会社ホームページに「当社としましては、今回問題とされている当社の輸出製品は外為法の規制を受けるべき製品には該当せず、当該製品の輸出が外為法に違反するものではないと認識している」とのコメントを掲載し、「報道機関宛てに更に詳細なコメントを発表」したことを挙げ、このことから「被告会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている可能性が極めて高い状況にあ」と述べる。

イ しかし、被告会社が被告人の逮捕後、会社ホームページに「当社としましては、今回問題とされている当社の輸出製品は外為法の規制を受けるべき製品には該当せず、当該製品の輸出が外為法に違反するものではないと認識している」とのコメントを掲載したのは、そもそも本件噴霧乾燥器の輸出当時の被告会社の考え方（本件噴霧乾燥器は内部の微生物を完全に除去する性能を有さず、本件要件ハに該当しないこと）を再論したものに過ぎない（当該考え方は任意捜査段階から明らかにされており、検察官は被告人を逮捕する前から熟知していたはずである。）。

また、被告会社が「報道機関宛てに更に詳細なコメントを発表」というのは、別紙 10 を指すと思料されるが、この内容から明らかなおとおり、これは、本件に関する報道において外為法に関する知識に不足が散見されたことから、各報道機関に法的論点について解説した文書に過ぎない。

ウ このように、会社のホームページにおけるコメントの掲載や報道機関に送付した別紙 10 は、何ら「被告会社が組織ぐるみで口裏合

わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている」ことを推認させる要素を持たない。

検察官がこのような主張に及んでいるのは、こうした根拠のない主張をしなければ被告人の身柄拘束を継続できないと認識しているからであり、すなわち保釈を許可しない根拠がないことの証左である。

- (8) ⑥弁護人が従業員に指示ないしレクチャーをしていたとの検察官の主張が事実と反すること

ア 検察官は「追起訴事案による逮捕後の従業員の取調べによって、当初の検察庁への出頭拒否は弁護人の指示によるものであった…ことが判明している」と述べる。

しかし、弁護人は被告会社の従業員に対し出頭拒否するよう指示などしていない。弁護人は、出頭に応じる法的義務がなく、また会社の業務との兼ね合いで日程・時間の調整は可能であるという一般的な注意事項を伝えたのみである。

実際に、被告会社の従業員も、業務等との兼ね合いから日程調整を依頼したのみであって理由のない出頭拒否などしていなかったことは前述のとおりであり、検察官は問題なく被告会社の従業員に対する取調べを実施できている。

イ さらに、検察官は「検察庁から呼出を受けた従業員に対し、他の従業員がレクチャーを行い、身体拘束中の被告人らの主張内容を伝達するなどしていたことが判明している。」と述べている。

この点についても、弁護人は、参考人に対し取調べに臨む際には「不当な誘導尋問や取調官の意見を押しつける尋問等には注意されたい。」といった注意事項を告げたに過ぎない。

検察官が指摘する「レクチャー」はかかる注意事項を被告会社の社内で共有したことを指すものと解されるが、弁護人がこのような注意事項を被告会社の従業員に伝えることは被告会社自身に対する至極適切な弁護活動であり、不当な取調べによって参考人の供述が歪められれば、本件の真相解明を目指す検察官にとっても不都合なはずであることからすれば、かかる弁護活動を「レクチャー」などと称して非難することは許されない。

他方で、弁護人が憂慮したとおり、捜査機関はまさに自らの見通しに沿う供述を強引に誘導し、ときには取調べ前に既に作成を終えていた供述調書に署名させようとまでしていた（別紙１１）。さらに、検察官は、参考人として取調べに協力した■■■■■に対し「警察のときと供述の内容が変わっている参考人が何人かいる。」「この手の事件でこんなことをしてくる会社は珍しい。」等と自らのストーリーに沿わない供述が全て間違っただけと決めつけた発言をしており（別紙１１）、この点からも捜査機関にとって都合の良い供述を押しつけようとする意図が明らかとなっている。つまり、捜査機関こそがこうして参考人の供述を歪め、あるいは歪めた供述を調書化するなどの不当な取調べを行っていたのである。

仮に検察官が、参考人らの供述が任意捜査段階で作成された員面調書と異なることを理由に「レクチャー」を主張するとしたら、それは専ら検察官が警察の取調べにおいて強引な誘導等が横行していたことを看過しているからであり、そうして捜査を全く省みない姿勢こそが強く非難されるべきである。

ウ 以上のとおり、これまでに弁護人が被告会社の従業員に対して不当な働きかけを行った事実は一切ない。

- (9) ⑦日産自動車元会長の海外逃亡からすると、保釈条件によっても通謀が防げないとの主張が失当であること

ア 検察官は「弁護人は、保釈条件として、関係者との不接触、被告会社への不出社、通話履歴及び電子メールの送受信履歴の提出等を挙げているものの、それらの条件をもってしても通謀を防ぐことができないのは、日産自動車元会長の海外逃亡によっても明らかである」と述べる。

しかし、検察官の上記主張は、要するに保釈条件が守られなかったケースが1件あったということを示すものでしかない。しかも、検察官が挙げる日産自動車元会長の海外逃亡は、多額の資産を持つ者が海外にいる者らの協力を得ての極めて特殊な手法を用いてのものである上、最終的に逃亡が実現した直接の原因は空港等でのチェックが不十分だったことであり、国家機関の落ち度であるから、このような極限的な事例を一般化して保釈中逃亡の危険を主張する検察官は、およそ法律家の常識的な発想を持ち合わせていない。もし検察官の論法が保釈を拒む理由になるのなら、金輪際、全ての被告人の保釈の許可ができないことになる。

それだけの理由で保釈保証金や保釈条件が無意味だというのは、あまりに暴論であって、失当であることは多言を要しない。

(10) 小括

以上のとおり、本件では

- ①被告人が供述を変遷させた事実はなく
- ②被告人及び相被告人が黙秘しているのは自白の強要を避けるためであるとともに正当な権利行使に過ぎず

- ③本件要件ハの該当性に関する事実認識に関して任意捜査段階から供述を撤回した従業員はおらず
- ④被告会社担当者は業務上の支障を避けるため参考人取調べの日程調整を行ったに過ぎず
- ⑤被告会社がホームページに掲載したコメントは本件輸出当時の被告会社の考え方を再論したものに過ぎず、また報道機関に宛てた文書は法律解説を主としたものに過ぎず
- ⑥弁護士及び被告会社の従業員が参考人に対して検察官が主張するような働きかけを行ったことは断じてなく
- ⑦日産自動車元会長の海外逃亡は保釈条件の実効性を否定する根拠とはならないものである。

このように、検察官が主張する「被告会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている可能性が極めて高」いことを裏付ける事情はそもそも存在しないか、極めて極端かつ恣意的な評価によるものであり、いずれも失当である。

以上のとおり、検察官の意見は極めて失当であり、原裁判が同意見を参考としてなされたのであれば、直ちに取り消されなければならないことは明らかである。

6 結論

以上のとおりであるから、被告人に「罪証隠滅をすると疑うに足りる相当な理由」は認められず、本件は刑訴法 89 条 4 号に該当しないから、必要的保釈が認められる。

第 3 申立の理由②（職権保釈が認められるべきであること）

万が一、権利保釈が認められないとしても、被告人には職権保釈が認められるべきである。

特に、警視庁赤坂警察署及び同武蔵野警察署の警察官や大阪拘置所の刑務官が新型コロナウイルスに感染し、刑事施設の職員が危険なウイルスに感染した事実には、被告人を今後も留置施設に留め置くことは被告人の生命に重大な危険を及ぼすことになるのは明らかである。

この危険は、令和2年4月8日に警視庁渋谷警察署で勾留中の者が新型コロナウイルスに感染したほか、同月11日に東京拘置所でも勾留中の者の感染が確認されており、現実のものとなった（別紙12、別紙13参照）。

被告人は渋谷署に勾留されているものではないが、複数の警察署の警察官が感染している上、渋谷署の警察官が感染していないのに同署に勾留中の者が感染したからには、もはや警視庁管内の全ての署に勾留中の者に感染の危険があるのは明らかである。

このような前代未聞の異常事態にもかかわらず、満71歳と高齢であり、かつ高血圧、糖尿病及び不整脈という基礎疾患を有する被告人を勾留し続ける必要性はまったくない（前述のとおり、本件で罪証隠滅のおそれが極めて低いことを考慮すればなおさら必要性はない。）。

裁判官、検察官、警察官は、被告人が新型コロナウイルスに感染しないことの責任を負えるのであろうか。高齢であり、かつ上記のとおり基礎疾患を有する被告人が新型コロナウイルスに感染しないよう完全な健康管理ができるのだろうか。被告人の勾留を継続するからには、この責任を負えることの具体的理由を被告人に対して明らかにする責務がある。なんら過大な表現ではなく、被告人は目下生命の危険に直面しているのである。

これに対して被告人を保釈すれば、被告人が新型コロナウイルスに感染するか否かは専ら被告人の自己責任に委ねられる。果たしてどちらが合理的かは言うまでもないはずである。

我が国の中ではもちろんのこと、世界中で新型コロナウイルスについては「第二次大戦以来最大の危機」である旨が叫ばれている。すなわち現状は未曾有の非常事態なのである。このような事態において、従前の判断枠組みに漫然と従っていていいはずがない。被告人の保釈は捜査機関と裁判所にも被告人の健康管理責任を免れる大きなメリットがあるはずである。

第4 結論

以上のとおり、被告人において罪証隠滅のおそれはないといえるのであるから、被告人の保釈は認められなければならない。

また、新型コロナウイルス感染の現実的な危険性がある中、抽象的かつ空想的な罪証隠滅のおそれを懸念して勾留を続け、徒に高齢の被告人の生命を危険にさらすことは断じて許されるものではなく、被告人に対する保釈は直ちに許可されるべきである。

以上

令和2年（特わ）第858号 外国為替及び外国貿易法違反被告事件

被告人 大川原化工機株式会社

被告人 大川原 正 明

被告人 相 嶋 静 夫

被告人 島 田 順 司

求 釈 明 書

令和2年5月20日

東京地方裁判所刑事第13部 御中

弁 護 人 高 田 剛

弁 護 人 鄭 一 志

弁 護 人 河 村 尚

弁 護 人 瀬 川 慶

弁 護 人 小 林 貴 樹

上記被告人らに対する外国為替及び外国貿易法違反被告事件について、下記のとおり釈明を求める。なお、手続を迅速に進めるべく、とくに下記第1の1は速やかに釈明されたい。

記

第1 令和2年5月18日付証明予定事実記載書について

- 1 客観的構成要件要素である輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令2条の2第2項5の2に定める仕様について、イロハそれぞれにつき、特にハについては「定置した状態で」「内部（の滅菌又は殺菌）」「滅菌」「殺菌」のそれぞれにつき、具体的にどのような事実により公訴事実記載の噴霧乾燥器1式が当該性能を有することを立証するのか、またどのような証拠によって立証するのか、証拠構造とともに明らかにされたい。

なお、その際、上記ハにつき、それぞれいかなる解釈を前提としているものであるか、明らかにされたい。

- 2 また、上記噴霧乾燥器が上記性能を有することについての被告人らの認識を、いかなる事実により立証するのか、特に「定置した状態で」「内部」「滅菌」「殺菌」のそれぞれについて明らかにされたい。
- 3 その他犯罪成立要件ごとに、いかなる事実により立証するのか、証拠から直接証明しうる事実を明示の上、証拠構造とともに明らかにされたい。

第2 令和2年5月18日付証拠調べ請求書について

乙9号証の立証趣旨「弁解内容等」について、「等」とは具体的に何か、明らかにされたい。

(理由)

本件においては、被告人らの主観面（共謀の有無や違法性の認識、故意など）とともに、本件噴霧乾燥器が法令の要件を満たすかどうかについて最大の争点となる見込みである。弁護人はこの点についての防御の準備を進めているところである。したがって、防御の対象を明確にするためにも、上記の各点について検察官の主張を明確にする必要がある。

以上

受理番号 70970

刑事第13部係属

- ①令和2年特(わ)第858号 令和2年3月31日公訴提起
②令和2年特(わ)第1327号 令和2年6月15日公訴提起

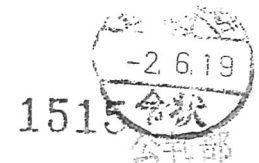


令和2年6月19日

保 釈 求 意 見

被告人 大川原 正明

東京地方検察庁
検察官 殿



東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官 木 村 ひとみ

被告人に対する①外国為替及び外国貿易法違反、②外国為替及び外国貿易法違反被告事件について、別添のとおり弁護人高田剛、同鄭一志、同瀬川慶から保釈の請求があったので、裁判官の命により、意見を求める。

なお、不相当とするときは、具体的な理由を添えられたい。

意 見

東京地方裁判所刑事第14部 御中

令和2年6月22日

東京地方検察庁
検察官 検 事

内線 (3848)

相 当

上記保釈の請求は、

不	相	当
---	---	---

 と思料する。

然るべくご留意下さるべき

理 由

別紙のとおり



別 紙（被告人大川正明）

第1 被告人には、刑事訴訟法89条4号に該当する事由がある。

1 事案の概要

本件は、被告会社において、規制対象となる噴霧乾燥器の仕様について定める輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）2条の2第2項5の2において、
噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの

ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの
又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートルの製品を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるものと定められた要件（以下「貨物等省令3要件」という）に該当する仕様の噴霧乾燥器について、被告人は、共犯者相嶋静夫及び嶋田順司と共謀の上、同要件に該当しない旨虚偽の税関申告をして経済産業大臣の許可を受けずに、中国及び韓国に輸出した事案である。

2 被告人の供述状況

被告人は、貨物等省令3要件ハの該当性の認識につき、本起訴事件の弁解録取時に、「該当する可能性があることは認識していた」旨曖昧な供述をしたが、検察官による弁解録取では、「当社の一般的なスプレードライヤーは、規制の対象外であると判断して輸出した」などと供述を後退させ、その後は、共犯者の供述との整合性を気にする供述をしつつ、事実については黙秘に転じた。

追起訴事件については、検察官の弁解録取時に、被告会社の噴霧乾燥器で大腸菌の殺菌は可能であり、規制要件をそのまま読めば貨物等省令3要件に該当することを認める旨の供述をしつつも、規制導入の趣旨から、大腸菌などではなく炭疽菌が想定されていたなどと限定解釈をすることにより要件非該当になる旨の弁解をしつつも、裁判でもその主張を継続するかは判然とせず、供述を変遷させる可能性を示唆し、その後は黙秘に転じた。

3 罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由

噴霧乾燥器については、平成25年の改正により新たに規制の対象となった

ものであるところ、被告会社は、噴霧乾燥器のリーディングカンパニーとして、同改正の過程で経済産業省による調査を受け、貨物等省令3要件について、自社の噴霧乾燥器が規制の対象とならないように、規定文言や要件の緩和に関する要望を行うなどしていた事実が認められる。

このような規制導入までの被告会社と経済産業省との折衝経緯等は、要件該当性に対する被告人らの認識の有無・程度を裏付ける重要事実となり、これらの経緯への被告人の関与、被告会社内での協議状況等については、電子メールや会議録などの客観証拠のほか、経済産業省関係者及び共犯者を含む被告会社関係者の供述等により立証することとなる。

本件により処罰されることとなれば、被告会社の経営にも重大な影響を及ぼす可能性があり、前記の被告人らの供述態度等に照らせば、本件による処罰を免れるため、共犯者や被告会社従業員ら関係者と口裏合わせをするなどの罪証隠滅を図る危険性が高い。

現に、共犯者相嶋及び同嶋田も、被告人同様に黙秘している上、任意捜査の時点では、被告会社の複数の技術者が、貨物等省令3要件のハの該当性について認める供述をしていたのであるが、本起訴事件による被告人らの身柄拘束後、検察官が関係者の取調べを行うための呼出しを行ったところ、被告会社管理担当者は、個々の従業員の呼出は同管理担当者と通して実施することを要求した上、一部の従業員に関し、業務多忙を理由に被告人らの身柄拘束期間内の協力を拒否するなど、非協力的な態度を明確に示し、被告会社従業員らへの検察官による取調べは日程調整に苦慮し、かつ、取調べを実施できた者の中には、前記要件ハの該当性について、任意捜査段階の供述を撤回する者もいた。

被告会社は、被告人の初回の逮捕後、ホームページに、「当社としましては、今回問題とされている当社の輸出製品は外為法の規制を受けるべき製品には該当せず、当該製品の輸出は外為法に違反するものではないと認識している。」などのコメントを掲載した上、報道機関宛てに更に詳細なコメントを発表するなどしており、被告人及び共犯者の供述態度、被告会社管理担当者の言動等を合わせ考慮すると、被告会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている可能性が極めて高い状況にあり、現に、追起訴事案による逮捕後の従業員の取調べによって、当初の検察庁への出頭拒否は弁護人の指示によるものであった上、検察庁から呼出を受けた従業員に対し、他

の従業員がレクチャーを行い、身柄拘束中の被告人らの主張内容を伝達するなどしていたことが判明している。

このような状況において、被告人に保釈を許せば、自己の刑事責任を免れるため、共犯者らあるいは従業員らと口裏合わせを行い、被告人に不利な供述を撤回して有利な供述をするよう慫慂するなどの罪証隠滅工作に及ぶ危険性は高い。

弁護人は、保釈条件として、関係者との不接触、被告会社への不出社、通話履歴及び電子メールの送受信履歴の提出等を挙げているものの、それらの条件をもってしても通謀を防ぐことができないのは、日産自動車元会長の海外逃亡によっても明らかである。

したがって、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。

第2 被告人については、刑事訴訟法90条による裁量保釈も認めるべきではない。

被告人の身柄拘束期間は約3か月であり、公判前整理手続に付された否認事件として、長期間にわたっているとはいえない。

弁護人は、被告人が高齢で、腰痛・膝関節等の持病があり、複数の漢方薬の服用を続けていた旨指摘するが、弁護人の主張によっても、今後の勾留継続によって被告人の病状が悪化する危険があるということとどまるのであって、現時点で被告人を保釈する必要を示すものではない。

また、弁護人は被告人が新型コロナに感染するリスクを主張するが、拘置所においては不特定多数と接触する状況ではなく、むしろ、接見等禁止の付された勾留下において不特定多数者との接触がなく、新型コロナの感染リスクは低いといえる。

また、弁護人は、弁護人と密に相談して防御する準備の重要性を主張するが、複数選任された弁護人の接見、記録の差し入れ等が可能である。また、弁護人の主張する、被告人がエンジニアらの弁護人以外の者から説明を聞く必要性にしても、そのエンジニアが被告会社従業員ら関係者であれば、前述のとおり、まさに罪証隠滅工作の危険性が妥当する。

弁護人は、被告会社の経営や被告人の妻の不安やストレス等を主張するが、被告人の身柄拘束の必要性が高いのに比して、保釈すべき理由には不十分である。

以上からすると、被告人に対して裁量保釈を許可すべき差し迫った必要性は

認められないというべきである。

そして、前述のとおり、罪証隠滅の危険性が高いことからすれば、保釈条件及び相当高額の保釈保証金によっても、その危険を解消するのは困難である。

第3 結論

以上のとおり、被告人には刑事訴訟法89条4号に該当する事由があり、かつ、裁量保釈も認めるべきではないから、本件保釈請求は不当であり、直ちに却下されるべきである。

以 上

様式第160号 (刑訴第298条
規程第116条)

証 拠 調 べ 請 求 書

令和2年5月18日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 長 好 行

被告人 大川原化工機, 大川原正明, 相嶋静夫, 島田順司 に対する 外国為替及び外国貿易法違反 被告事件につき, 別紙証拠等関係カード記載の証拠の取調べを請求する。

証拠等関係カード（甲）（No. 1）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）

番号	標目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意見		結果			備考
		期日	関係被告人	期日	関係被告人	期日	関係被告人	取調順序	
立証趣旨 (公訴事実の別)				内 容				内 容	
1	報（外為法等適用関連法令の変遷について） 〔（員） 〕 30.1.17 関連法令の変遷状況等 ()		A B C D						
2	報（運用通達・適用法令の解釈） 〔（員） 〕 29.12.22 関連通達の内容等 ()		A B C D						
3	写真撮影報告書（噴霧乾燥器RL-5） 〔（員） 〕 29.9.27 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器（RL-5）の形状等 ()		A B C D						
4	分析結果報告書（被疑会社製品カタログ） 〔（員） 〕 29.11.13 被告会社製品カタログの記載内容等 ()		A B C D						
5	証拠品複写報告書（試運転データ表） 〔（員） 〕 30.7.13 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器（RL-5）の試運転データ等 ()		A B C D						

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原 化工 機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証 拠 等 関 係 カ ー ド (甲) (No. 2)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意見		結果			備考 編てつ箇所
		期 日	関係被 告人	期 日	関係被 告人	期 日	関係被 告人	取調 順序	
立証趣旨 (公訴事実の別)				内 容		内 容			
6	聴取及び資料入手結果報告書 (平均粒子径について) 〔(員) ██████████〕 30.7.13 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器(RL-5)による粉末製品の平均粒子径等 ()		A B C D						
7	訂正報告書 〔(員) ██████████〕 1.6.13 甲6の訂正 ()		A B C D						
8	温度測定結果報告書(RL-5内部における最低温を示す箇所) 〔(員) ██████████〕 30.4.10 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器(RL-5)内部の乾熱温度の測定結果等 ()		A B C D						
9	温度計測結果報告書(RL-5バグフィルタ下部) 〔(員) ██████████〕 30.7.23 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器(RL-5)内部の最低温度箇所の温度測定結果等 ()		A B C D						
10	員 ██████████ 〔██████████〕 30.9.13 乾熱により、大腸菌、ウエルシュ菌の殺菌が可能であること等 ()		A B C D						

(被告人	A 大川原 化工機 傑	C 相 嶋 静 夫
	B 大川原 正 明	D 島 田 順 司

証拠等関係カード(甲) (No. 3)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果		備 考 編てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
11	員 [30.7.31] 乾熱により、芽胞を形成しない菌を全て死滅させ感染能力を失わせることができること等 ()		A B C D					
12	訂正報告書 (員) [30.7.31] 甲11の訂正 ()		A B C D					
13	員 [30.3.28] 生物テロに使われる病原菌、それらに対する規制等 ()		A B C D					
14	捜照(膳) (員) [30.8.3] 本件輸出貨物が規制対象に該当するか否かの照会 ()		A B C D					
15	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長 [30.8.10] 甲14の回答 ()		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工機 備 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 4)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容		繕てつ箇所
16	員 [] 1.6.14 本件噴霧乾燥器は要件イ〜ハに該当する と思われると判断したこと等 ()		A B C D					
17	検 [] 2.4.3 被告会社製噴霧乾燥器で分解しない状態 で乾燥殺菌を行っていること等 ()		A B C D					
18	検 [] 2.4.3 被告会社製噴霧乾燥器は要件ハに該当す ると考えられること等 ()		A B C D					
19	検 [] 2.3.23 同業他社（株式会社GF）においては、 輸出許可を得て噴霧乾燥器を輸出してい ること等 ()		A B C D					
20	捜照(歴) 〔(員) []〕 30.8.3 被告会社における輸出の個別許可の有無 の照会 ()		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工 機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（甲）（No. 5）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意 見		結 果		備 考 編てつ箇所
		期 日	関係 被告人	期 日	関係 被告人	期 日	関係 被告人	
21	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障 貿易管理課長 [] 30.8.10 甲20の回答 ()		A B C D					
22	捜照(謄) (員) [] 30.8.3 被告会社における輸出の包括許可の有無の照会 ()		A B C D					
23	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障 貿易管理課長 [] 30.8.10 甲22の回答 ()		A B C D					
24	複写報告書（本件輸出関係書類） (員) [] 30.2.16 本件輸出関係書類の記載内容等 ()		A B C D					
25	聴取結果報告書（三井倉庫株式会社） (員) [] 30.3.30 本件輸出貨物の船積み状況等 ()		A B C D					

（被告人 A 大川原 化工 機 関 C 相 嶋 静 夫 ）
 B 大川原 正 明 D 島 田 順 司

（被告人
複
数
用
）

証拠等関係カード（甲）（No. 6）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果			備 考 編てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
26	既遂時期等特定報告書 〔 (員) 〇〇〇〇 〕 30.4.5 本件既遂時期及び場所の特定等 ()		A B C D						
27	員 〔 〇〇〇〇 〕 1.9.25 本件輸出貨物の輸出通関状況等 ()		A B C D						
28	検 〔 〇〇〇〇 〕 2.3.24 噴霧乾燥器が新たに輸出規制の対象に追加される際に、被告会社とヒアリング、メール等でやりとりした状況等 ()		A B C D						
29	検 〔 〇〇〇〇 〕 2.3.25 噴霧乾燥器が新たに輸出規制の対象に追加される際に、被告会社とヒアリング、メール等でやりとりした状況及び改正法施行後に被告会社に判定基準の調査を行った状況等 ()		A B C D						
30	検 〔 〇〇〇〇 〕 2.3.25 噴霧乾燥器の輸出規制に関わる法令の改正に関与し、被告会社からパブリックコメントの意見を受けたこと等 ()		A B C D						

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機 関 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 7)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関係被告人	期 日	内 容	期 日	内 容	取調順序
31	検 [] 2.3.30 大川原正明の依頼で、噴霧乾燥器輸出規制に関する法令改正案へパブリックコメントを提出した経緯等 ()		A B C D					
32	検 [] 2.3.24 被告会社製噴霧乾燥器が規制条件に該当するか不安に思ったが、相嶋静夫が、該当しない旨発言したこと等 ()		A B C D					
33	検 [] 2.3.25 輸出規制の該非判定において、相嶋静夫から非該当と説明を受けたので、常に非該当として決裁していたこと等 ()		A B C D					
34	検 [] 2.3.25 輸出規制の該非判定において、被告会社の方針に従い、すべて非該当として判定していたこと等 ()		A B C D					
35	報 [(検)] 2.3.25 甲34の訂正 ()		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機械 C 相嶋 静夫)
B 大川原 正明 D 島田 順 司)

請求者等 検 察 官			令和2年特（わ）第858号				
証 拠 等 関 係 カ ー ド （ 甲 ） （No. 8 ）							
（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）							
番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求 期 関 係 係 被 告 人	意 見 期 関 係 係 被 告 人		結 果 期 関 係 係 被 告 人		備 考
	立 証 趣 旨 （公 訴 事 実 の 別）	日	日	内 容	日	内 容	取 調 順 序
36	検 [2.3.19 被告会社のOBの立場から、被告会社製の噴霧乾燥器が輸出規制の要件に該当すると判断すること等 ()	A B C D					
	[()						
	[()						
	[()						
	[()						
	[()						
	[()						
	[()						
	[()						

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原化工機株式会社 C 相嶋 静夫）
B 大川原 正明 D 島田 順司

証拠等関係カード(乙) (No. 1)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果			備 考 綴てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
1	員 〔(被)大川原 正明 2.3.11〕 身上経歴等 ()		B						
2	員(本文が「私は」で書き出しのもの) 〔(被)大川原 正明 31.2.19〕 被告会社における決裁・報告の流れ等 ()		A B C D						
3	員(本文が「私が」で書き出しのもの) 〔(被)大川原 正明 31.2.19〕 中国の合併会社(上海大川原乾燥設備有限公司)の運営状況等 ()		A B C D						
4	員 〔(被)大川原 正明 1.11.25〕 被告会社における相嶋の役割等 ()		A B C D						
5	員 〔(被)大川原 正明 1.10.21〕 平成25年9月頃、相嶋、島田と噴霧乾燥器の輸出規制について話し合ったこと等 ()		A B C D						

(被告人 A 大川原 化工機(株) C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

(被告人複数用)

証拠等関係カード（乙）（No. 2）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果			備 考 繰てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容				内 容	
6	員 〔 (被) 大川原 正明 1.10.28 解釈によっては少なくとも被告会社の定型機等が規制対象に該当する可能性があると思ったこと等 ()		A B C D						
7	員 〔 (被) 大川原 正明 1.11.19 島田を通じて経済産業省に規制案文の変更を要望したが、反映されなかったこと等 ()		A B C D						
8	員 〔 (被) 大川原 正明 1.12.10 経済産業省に、規制対象に該当するか否か確認することなく、無許可で輸出していたこと等 ()		A B C D						
9	検 〔 (被) 大川原 正明 2.3.12 弁解内容等 ()		A B C D						
10	員 〔 (被) 相嶋 静夫 2.3.11 身上経歴等 ()		C						

(被告人 A 大川原 化工 機関 C 相 嶋 静 夫)
(B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（乙）（No. 3）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容		編てつ箇所
11	員 〔 (被) 相嶋 静夫 31.1.25 〕 被告会社における経歴等 ()		A B C D					
12	員 〔 (被) 相嶋 静夫 31.1.25 〕 経済産業省やシステックとの噴霧乾燥器の輸出規制制定に向けたやり取りの状況等 ()		A B C D					
13	員 〔 (被) 相嶋 静夫 1.9.11 〕 平成25年9月頃、大川原、島田と輸出規制の対応について話し合いした状況等 ()		A B C D					
14	員 〔 (被) 相嶋 静夫 1.11.28 〕 噴霧乾燥器の受注の流れ等 ()		A B C D					
15	員 〔 (被) 相嶋 静夫 2.1.23 〕 RL-5型の輸出は、経済産業省に輸出許可申請を行うべき案件だったこと等 ()		A B C D					

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原化工機 係 C 相嶋 静夫 ）
B 大川原 正明 D 島田 順 司

証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 4)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請 求		意 見		結 果			備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
16	員 〔 (員) 島田 順司 2.3.11 〕 身上経歴等 ()		D						繰てつ箇所
17	員 〔 (員) 島田 順司 1.6.25 〕 中国に合併会社を設立した経緯等 ()		A B C D						
18	員 〔 (員) 島田 順司 31.1.29 〕 平成24年1月24日に噴霧乾燥器の輸出規制について、経済産業省等と打合せをしたこと等 ()		A B C D						
19	員 〔 (員) 島田 順司 31.2.15 〕 平成24年2月23日に噴霧乾燥器の輸出規制について、経済産業省やシステックと打合せをしたこと等 ()		A B C D						
20	訂正報告書（平成31年2月15日付け島田順司供述調書） 〔 (員) XXXXXXXXXX 31.2.18 〕 乙19の訂正 ()		A B C D						

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工 機器 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

請求者等 検 察 官			令和2年特(わ)第858号					
証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 5)								
(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)								
番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果		備 考 編てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
21	員 〔(員) 島田 順司 31.2.22〕 平成24年3月から4月にかけて行った経済産業省とのメールのやり取りの内容等 ()		A B C D					
22	員 〔(員) 島田 順司 31.3.25〕 平成24年4月頃の被告会社の経営方針及び営業会議等 ()		A B C D					
23	員 〔(員) 島田 順司 31.3.6〕 平成24年12月、輸出規制に係る政省令案に関して経済産業省とメールのやりとりをした状況等 ()		A B C D					
24	員 〔(員) 島田 順司 31.4.3〕 平成25年当時の被告会社の経営方針、同年7月システックから政省令改正案に関するメールを受信した状況等 ()		A B C D					
25	員 〔(員) 島田 順司 31.4.19〕 平成25年8月から9月にかけて、経済産業省に政省令改正案に対する要望、意見を提出したが認められず、広範な規制となったこと等 ()		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工 機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 6)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)							
26	訂正報告書（平成31年4月19日付 島田順司供述調書） 〔（員） 〕 31.4.22 乙25の訂正		A B C D					
27	員 〔（員）島田 順司〕 1.8.23 平成25年9月下旬頃、大川原正明、相 嶋静夫と輸出規制について話した際に、 大川原が非該当とする見解を示し、同年 10月の業務運営会議で、非該当とする 方針が決定されたこと等 〔 〕		A B C D					
28	員 〔（員）島田 順司〕 31.4.25 被告会社の役員・組織及び被告会社の方 針として、噴霧乾燥器を非該当と決定し た経緯等 〔 〕		A B C D					
29	員 〔（員）島田 順司〕 31.3.13 他社における不正輸出事件の認識及び被 告会社の輸出管理体制等 〔 〕		A B C D					
30	訂正報告書（平成31年3月13日付 島田順司供述調書） 〔（員） 〕 1.6.28 乙29の訂正		A B C D					

(被告人	A 大川原 化工機械	C 相 嶋 静 夫
	B 大川原 正 明	D 島 田 順 司

証 拠 等 関 係 カ ー ド (Z₁) (No. 7)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意 見		結 果		備考 綴てつ箇所
		期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)							
31	員 〔(員)島田 順司 1.10.24〕 本件輸出貨物(RL-5)を輸出した経緯等 ()		A B C D					
32	員 〔(員)島田 順司 1.9.19〕 相嶋静夫から、輸出規制範囲について経済産業省に確認するよう指示を受けたことではないこと等 ()		A B C D					
33	履歴事項全部証明書 〔東京法務局登記官 〇〇〇〇〇〇〇〇〕 2.3.17 被告会社の登記内容 ()		A B C D					
34	戸(戸附添付) 〔 〇〇〇〇〇〇 〕 2.3.18 身上関係 ()		B					
35	戸(戸附添付) 〔静岡県 〇〇〇〇〇〇 〕 2.3.16 身上関係 ()		C					

(被告人	A 大川原 化工機 憐	C 相 嶋 静 夫
	B 大川原 正 明	D 島 田 順 司

証拠等関係カード（乙）（No. 8）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容	取 調 順 序
36	戸（戸附添付） 〔神奈川県 ██████████ 2.3.13〕 身上関係 ()		D					編てつ箇所
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原化工機 株式会社 C 相 嶋 静 夫）
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司

証明予定事実記載書

令和2年5月18日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 長

好 行長

被告法人大川原化工機株式会社、被告人大川原正明、同相嶋静夫、同島田順司
に対する 外国為替及び外国貿易法違反 被告事件につき、検察官が証拠により証
明しようとする事実は、下記のとおりである。

記

第1 犯行に至る経緯等

主な証拠

- | | |
|--|--|
| <p>1 被告法人大川原化工機会社（以下「被告会社」という。）は、昭和55年に噴霧乾燥機の製造・販売等を主事業として設立され、昭和62年、被告人大川原正明（以下「被告人大川原」という。）が代表取締役就任し、被告会社の業務全般を統括していた。</p> <p>被告人相嶋静夫（以下「被告人相嶋」という。）は、昭和60年頃、被告会社に入社し、平成19年専務取締役経営企画室長となり、平成26年に取締役を退任し顧問となったが、社長特命室（経営企画室から改称）で、被告人大川原の業務を補佐していた。</p> <p>被告人島田順司（以下「被告人島田」という。）は、昭和61年、被告会社に入社し、平成14年取締役就任し、平成24年から、社長特命室で海外営業開拓に関する業務等に従事していた。</p> | <p>乙1, 3, 4,
10, 11, 1
6~18, 2
8, 33</p> |
| <p>2 平成22年12月、化学・生物兵器の開発・製造に使用し得る製造設備等の輸出規制に関する国際会議であるオーストラリア・グループ（以下「AG」という。）において、噴霧乾燥機の輸出</p> | <p>甲28, 29</p> |

規制の追加について議論が開始され、経済産業省は、その規制の必要性判断のため、平成23年2月、一般財団法人安全保障貿易情報センター（以下「システック」という。）の技術専門者ワーキンググループ委員を兼務する安全保障貿易管理調査員[REDACTED]らによる調査を開始した。

- 3 システック及び経済産業省は、噴霧乾燥器の国内リーディングカンパニーであった被告会社からヒアリングを行うことにし、同年4月20日頃、システックの会議室で行われたヒアリングの席で、経済産業省担当者[REDACTED]らが、安全保障貿易管理制度の概要及び噴霧乾燥器が規制対象になりそうである旨を説明し、被告人島田らは、噴霧乾燥器について説明をした。

甲28, 29

乙19, 20

- 4 同年6月、[REDACTED]は、AG総会に出席したが、各国の意見がまとまらず、議論は持ち越しとなった。

甲28

- 5 [REDACTED]らは、噴霧乾燥器の規制条件を確認するため、平成24年1月24日、被告会社を訪れ、被告人島田らからヒアリングを行った。その際、[REDACTED]らは、AGにおいて、規制される噴霧乾燥器の条件について、

甲28

乙18

イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下

ロ 10マイクロメートル以下の微粒子サイズの製品を製造できる能力があること

ハ 定置した状態で滅菌又は殺菌ができるもの

という内容が提示されていたことから、対象となる機器を特定できるのか、規制に対する民間企業としての意見はどのようなものかを確認するための質問をしたが、被告人島田は、「スプレードライヤ（噴霧乾燥器を指す）中での滅菌、殺菌の概念はない」、「入り口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌、殺菌できる」などと回答した。

- 6 [REDACTED]は、同年2月14日から16日に開催されたAG中間会合において、被告会社でのヒアリング等を踏まえ、「定置した状態で滅菌又は殺菌ができるもの」は、凍結乾燥器と同様に蒸気滅菌に限定すべきとの提案をしたが、他のAG参加国は全て元の規制

甲28

- 案に合意し、本邦の提案は受け入れられなかった。
- 7 前記AG中間会合の結果を受けて、[]らは、同月23日、シ
 ステックにおいて、被告会社のヒアリングを行い、定置した状態
 で滅菌又は殺菌できるものという条件は、蒸気滅菌に限定すべき
 であるとの本邦の提案は他国の賛同が得られず、このまま規制案
 が合意になる見込みである旨説明したところ、出席していた被告
 人相嶋は、「このままでは輸出できなくなるじゃないか」などと
 激高し、また、「殺菌できるものでは菌が残っている状態もある
 ので、生物兵器製造装置としては適さず、他の製造装置で規定さ
 れている考え方と同じく蒸気滅菌にするべき」などと発言し、被
 告人島田も被告人相嶋と同様の意見を述べた。
 甲28, 29
 乙12, 19,
 20
- 8 その後、[]は、被告会社のヒアリングを踏まえ、他のAG参
 加国に個別の質問メールを送って回答を得た上、被告人島田にメ
 ール又は電話で、「滅菌、殺菌方法については、蒸気滅菌を含む
 全ての滅菌、殺菌方法とする」「乾燥滅菌でもある程度滅菌がで
 きるということなので、滅菌及び殺菌の方法を指定せず、包括
 的な文言にせざるを得ない」旨を伝えた。
 甲28, 29
 乙12, 21
- 9 同年4月11日、AGにおいて、同年2月の中間会合で示され
 た規制案がそのまま正式に合意され、[]は、その旨を被告人島
 田らにメールで伝えた。
 甲28
 乙21, 22
- 10 その後、経済産業省では、前記合意に基づき、国内法の改正
 を進めた。
 甲1, 2, 28
- 11 被告人島田は、同年12月、[]とメールをやりとりし、A
 G合意の規制文の「capable of drying toxins or pathogenic microorga
 nisms」の表現を邦訳に反映させ、規制対象となる噴霧乾燥器に
 ついて、「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を
 持つ噴霧乾燥器」と特定するよう求めた。
 甲28
 乙7, 23
- 12 経済産業省担当者[]らは、平成25年8月19日、経
 済産業省において、パブリックコメントに関し、被告会社のヒア
 リングを行ったが、その際、被告人大川原、同島田らは、AG規
 制文（英文）と邦訳（省令部分イロハ）を比較すると、英文によ
 り定義される範囲と、邦訳で定義される範囲に相違があり、不整
 甲30, 31
 乙24～26

合が生じているなどと意見を述べ、翌20日、被告会社は、パブリックコメントに同趣旨の意見を提出した。また、被告会社の関連会社である株式会社大川原製作所の常務取締役[REDACTED]は、被告人大川原の依頼を受けて、前記ヒアリングに同席するとともに、同月22日、パブリックコメントに、解釈案に「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器」という文言を加えるべきなどとする意見を提出した。

- 13 しかしながら、被告会社らの主張は通らず、同年10月15日、改正法が施行され、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）2条の2第2項5の2において、

噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの

ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートルの製品を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるものと定められた（以下「貨物等省令3要件」という）。

- 14 被告会社では、噴霧乾燥器の輸出規制について、被告人島田が、実務担当者として経済産業省等との折衝を行い、被告人大川原、同相嶋に報告、相談しながら対応していたが、同年9月下旬頃、被告人3名において対応を検討した際、被告人らは、被告会社の主張が反映されなかった改正法の規定によれば、被告会社の噴霧乾燥器が輸出規制の対象となることを認識していたものの、被告人大川原が、被告会社の噴霧乾燥器は貨物等省令3要件には該当しないと言いつのって、輸出をし続けることとし、遅くとも同年10月頃には、被告人3名において、同方針によることを合意した。

- 15 前記改正法施行後、被告会社は、前記方針に従い、自社噴霧乾燥器は貨物等省令3要件を満たさないとして、経済産業大臣の

許可を得ることなく、噴霧乾燥器の輸出を継続した。

第2 犯行状況等

公訴事実記載のとおりである。

第3 その他情状等

以 上

乙2, 8, 1

4, 29, 30

甲3~27, 3

1, 36

乙9, 14, 1

5, 31

乙1, 10, 1

6, 33~36

令和2年4月6日

東京地方検察庁検事正 殿
同次席検事 殿
同公安部長 殿
同公安副部長 殿
同検事 塚部貴子 殿

大川原化工機株式会社
管理部



被疑者大川原正明、被疑者相嶋静夫、及び被疑者島田順司に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件について、令和2年3月30日以降、弊社役員及び従業員を参考人とする取り調べに関し、コロナの影響により日程調整が進まず、今後の見通しが立たない状況となっております。

弊社としましては各役員及び従業員の業務調整等の支障もございますので、弊社役員及び従業員に対する参考人取り調べの必要があるのであれば、できる限り早期に、弊社管理部宛に、日程調整のご連絡を頂戴できますようお願い申し上げます。

以上

事情聴取		2020/3/12 現在									
No.		外出日	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目
38		2018/12/11	2019/1/31	2019/5/15	2019/6/18	2019/6/20	2019/6/28	2019/7/4	2019/7/11	2019/7/25	2019/8/7
		2019/9/4	2019/9/25	2019/10/23	2019/11/5	2019/12/3	2019/12/13				
		2018/12/11	2018/12/20	2018/12/26	2019/1/10	2019/1/18	2019/1/29	2019/2/8	2019/2/15	2019/2/22	2019/2/27
		2019/3/7	2019/3/13	2019/4/3	2019/4/19	2019/4/25	2019/5/3	2019/5/10	2019/5/21	2019/5/30	2019/6/6
55		2019/6/14	2019/6/25	2019/7/8	2019/7/22	2019/8/9	2019/9/5	2019/9/19	2019/9/27	2019/11/1	2019/11/20
		2019/12/6	2019/12/23	2020/1/20	2020/2/10	2020/3/11					
71		2018/12/11	2019/2/26	2019/3/4	2019/3/12	2019/3/19	2019/3/27	2019/4/4	2019/4/12	2019/4/23	2019/5/10
		2019/5/17	2019/6/7	2019/6/24	2019/7/12	2019/8/9					
106		2018/12/11	2018/12/14	2018/12/20	2019/1/16	2019/2/8	2019/2/28	2019/6/4	2019/6/20		
145		2018/12/11									
		2018/12/11	2018/12/13	2018/12/20	2019/1/16	2019/2/20	2019/2/25	2019/2/28	2019/3/8	2019/3/12	2019/3/15
173		2019/3/26	2019/3/28	2019/3/29	2019/4/11	2019/4/19	2019/6/6	2019/6/18	2019/7/4	2019/7/12	2019/8/7
		2019/9/5	2019/9/25	2019/10/23							
20		2018/12/13	2019/3/12	2019/6/14	2019/11/22						
185		2018/12/13	2018/12/18								
120		2018/12/14	2019/2/21	2019/5/27	2019/6/14	2019/8/22	2019/9/19				
123		2018/12/14	2019/2/21	2019/8/19							
OFG		2018/12/17	2019/9/11								
209		2018/12/19	2019/5/15	2019/6/26							
210		2018/12/19									
42		2018/12/21	2019/1/9	2019/6/28	2019/7/5	2019/7/19					
4		2018/12/25	2019/5/9								
62		2018/12/25	2019/7/1								
88		2018/12/25									
152		2018/12/25	2019/11/26	2020/1/23							
176		2018/12/26	2019/3/14								
226		2018/12/26	2019/1/8	2019/1/28	2019/4/2	2019/6/23	2019/12/3	2019/12/23			
207		2019/1/10	2019/1/21	2019/2/4							
		2019/1/12	2019/1/27	2019/1/31	2019/2/8	2019/2/13	2019/2/14	2019/2/19	2019/2/25	2019/2/28	2019/3/12
13	社長	2019/4/4	2019/4/19	2019/4/25	2019/4/28	2019/5/17	2019/5/29	2019/6/5	2019/6/18	2019/6/26	2019/7/4
		2019/7/11	2019/7/19	2019/7/24	2019/8/8	2019/8/27	2019/9/5	2019/9/11	2019/9/30	2019/10/10	2019/10/21
		2019/10/28	2019/11/13	2019/11/19	2019/11/25	2019/12/5	2020/1/18	2020/1/30	2020/2/12	2020/2/26	2020/3/11
48		2019/1/15	2019/1/16	2019/3/19	2019/6/25	2019/7/2					
51		2019/1/15	2019/1/16	2019/1/24	2019/1/25	2019/2/14	2019/2/15	2019/3/13	2019/5/16	2019/9/5	2019/9/11
		2019/9/27	2019/10/10	2019/11/7	2019/11/28	2019/12/12	2019/12/17	2020/1/10	2020/1/23		
133		2019/1/19									
202		2019/1/23	2019/1/31	2019/2/13	2019/6/20	2019/6/20	2019/8/26	2019/9/20			
101		2019/1/24	2019/3/7	2019/3/19	2019/5/10	2019/6/6	2019/6/18				
171		2019/1/29	2019/2/15	2019/2/25	2019/3/19	2019/3/28	2019/4/23	2019/5/16			
160		2019/1/29	2019/2/19								
161		2019/2/7	2019/2/8								
43		2019/2/8	2019/11/19	2019/11/26	2019/12/3						
174		2019/2/15	2019/10/8								
224		2019/2/21	2019/3/12								
168		2019/3/5	2019/11/5								
177		2019/3/4									
184		管理部判断で断る									
187		2019/3/11									
175		2019/3/14	2019/3/20	2019/4/3							
180		2019/3/15									
3		2019/3/26									
169		2019/4/3	2019/4/16	2019/6/20							
188		2019/4/4									
228		2019/4/10	2019/4/22	2019/5/31	2019/6/12	2019/6/21	2020/1/30	2020/1/29			
208		2019/4/15									
73		2019/4/22									
181		2019/7/12									
100		2019/8/19	2019/12/9								
53		2019/12/9	2020/2/4								

※ No.13社長、No.51相嶋静、No.55島田については、直接日程のやり取りをしているため、記載漏れの可能性あり

■回答結果①

<確認事項>

・事情調書を受けた者で証書の回数

証書の回数	証書
1	0
2	1
3	2~3
4	2~3
5	
6	1
7	0
8	1
9	0
10	2~3
11	0
12	1
13	1~3
14	1
15	3
16	0
17	0
18	0
19	1
20	1
21	2
22	1
23	2
24	
25	2
26	2
27	0
28	1
29	0
30	0
31	0
32	1
33	1
34	0
35	1
36	2~3
37	1
38	0
39	3
40	1
41	3~4
42	1
43	0
44	2
45	1
太川(社長)	※対象外(勾留中)
相嶋(静)(顧問)	※対象外(勾留中)
島田(取締役)	※対象外(勾留中)
	※対象外(事情聴取に呼ばれたが、一度も受けていない。)

- 3月14日 島田は、「経産省にその回答をする際に、相嶋さんに相談した。相嶋さんから『こういう説明をしろ』と指示されました。」と供述していた。
※実際にはそのような島田の発言は存在しない。
・島田の供述調書に、蒸気滅菌に限定するよう経産省に求めたのは、相嶋さんの指示であったと書いてあるし、相嶋さんが「蒸気滅菌に限定しなかったら大川原化工機のスプレードライヤーが輸出できなくなる」と言っていたとも書いてある。
何人かの従業員もそう言っていた。
※実際にはそのような発言は存在しない。
・島田も、今回問題になっている装置を受注するときに相嶋さんに相談したと言ってる。
※実際にはそのような島田の発言は存在しない。
・社長が逮捕されて、いろいろ話してるみたいだ。
社長は逮捕されてから「今回の件の輸出に関して、最終的に決めたのは私だけれども、そこまでいく筋道立てたのは島田さん。輸出すると決めるときには、相嶋さんにいろいろ相談した」と、言っている
※実際にはそのような大川原社長の発言は存在しない。
- 3月15日 黙ってると長くなるんだけどな。
・長くなるから黙秘はよくないよね。
スリとか痴漢でも1年ぐらいかかることあるんだよ。
・前は、極左、中核派とか指定団体を相手に仕事していて、彼らは黙秘するけど、普通の人は黙秘しませんよ。
・相嶋さんの場合だったら言いたいこと言っという方がいいんじゃないの。
話した方が得だよ。
・島田さんが相嶋さんに相談したって言ってる調書があるよ。
※実際にはそのような島田の発言は存在しない。
・実際に[]さんの上で判子押してるのは[]さん、[]さんですよ。社員の誰かが悪者になるようなことになってもいいの？
- 3月16日 本当にこの方向でいいんですか。
・黙秘は会社のためにやってるんですか。
あなたが悪いことやってないんだったら、やってないって言ったらどうですか。
- 3月17日 島田は、[]さんに非該当だと指示したのは、社長や相嶋さんが自分にそうするように言ったから」と言ってるよ。島田さんはがずっと前からそう言ってるから。
※実際にはそのような島田の発言は存在しない。
・黙秘はためにならないから。
・話して早く会社に戻ってあげた方がいいんじゃないですか。
・こういうことやってんのは不起訴を狙ってるんですかね？
- 3月18日 黙ってるってことは認めてるんですか。
・話した方が簡単に済むから。
あなたと社長と島田さんがいないと会社が大変じゃないですか。
・寝てるんですか？
・まだしゃべらないんですか。
・黙っててもいいことないですよ。
・じゃあ長くなりますね。
- 3月19日 黙秘するって決めたのか。
それは後悔ないな。
・本当にそれでいいんですか。
・黙秘して罪は軽くなりませんよ
・黙秘した人は何人も見てますよ。良かったことはないと思うんですけど。
・社長が大分前にはなしてたことだけど、スプレードライヤーについて、相嶋が、何でもかんでも申請することはないと言ったので、ほとんど非該当と思った、言ってるよ
※実際にはそのような大川原社長の発言は存在しない
・あなたはそんな人じゃないんじゃないですか。
・(黙秘したら)起訴不起訴に影響するんじゃないの。
- 3月20日 こういう方法は後悔することになるよ。
・良い方法だとは思えないけども。
・黙秘したら長くなりますよ。
・コロナで世の中大変なのに、3人いなくて大変ですね。
- 6月4日 都合が悪いから話をしないのか？
・大川原社長に「なんで話をしないんですか？」ときいたら、「都合の悪いことは話さないよう弁護士から言われている。」と言っていた。
※実際にはそのような大川原社長の発言は存在しない
・話をしないから、証拠隠滅の可能性がある。裁判所もそう考えている。

抗議文

令和2年3月23日

東京地方検察庁検事正 殿
 同次席検事 殿
 同公安部長 殿
 同公安副部長 殿
 同検事 塚部貴子 殿

被 疑 者	相 嶋 静 夫
弁 護 人	鄭 一 志
弁 護 人	河 村 尚
弁 護 人	小 林 貴 樹



上記被疑者に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件について、下記のとおり抗議する。

記

- 1 本件において、被疑者が代表取締役を務める大川原化工機株式会社の従業員らに対し、東京地方検察庁検事による参考人取調べのための出頭要請が行われているが、令和2年3月18日、同社従業員[黒塗り]に対し、同検察庁のムラサワ検事から出頭を求める電話があった。

ここにおいて、上記会社従業員である[黒塗り]は、あらかじめ[黒塗り]トヨタ事務官との間で「参考人の出頭を求める場合は[黒塗り]を通して連絡する」旨の合意を結んでいたにもかかわらず、上記ムラサワ検事はこの合意に反し、上記金の自宅に直接電話をかけたものである。

なお、上記の合意は、多数の参考人が出頭要請を受けているため、その連絡を一元化するために結んだものであり、なんら捜査を妨害するためのものではないのはいうまでもない。現に、東京地方検察庁に出頭して取調べに応じた参考人が存在している。

- 2 参考人は、本来は捜査に協力する法的義務がないにもかかわらず、任意に協力する立場である上、上記■■■■参考人は、上記会社の業務に従事しなければならないばかりか、私人としての日常生活も営んでいる。また、上記■■■■はあくまで参考人にすぎないのだから、捜査に協力するに当たっては、同人のプライバシーが十分に尊重されるべきであって、検事が上記■■■■の自宅に無神経な出頭要請の電話をかけることは言語道断である。このような蛮行が行われていては、上記■■■■はもちろん、上記会社の従業員ら参考人がプライバシーを尊重されない懸念を抱くのは当然であり、捜査に協力することに不快感や抵抗感を抱くのもやむを得ない。

まして、本件は1年以上にもわたる任意捜査が行われ、上記会社の従業員らは警察による多数回にわたる参考人取調べに応じてきたものであり、これまで十二分に捜査に協力してきた。

このような事情もあって、上記■■■■が上記ムラサワ検事に上記■■■■の自宅への電話につき苦情を申し出たところ、上記ムラサワ検事は上記■■■■に「出頭についての合意を結んだのは自分ではなく事務官である」旨回答した。

たとえ直接に合意を結んだ者が事務官であろうとも、検事はその合意について把握すべきなのは当然の職責であるところ、こともあろうに上記ムラサワ検事はこの合意をないがしろにしたばかりか、その責任を事務官に転嫁したものであり、このような執務姿勢は上記会社の従業員らの捜査への協力の前提となる最低限度の信頼関係を破壊するものである。

3 よって、弁護人は東京地方検察庁による本件捜査における参考人取調べのための出頭要請の手法につき抗議する。

以上

令和2年3月16日

報道機関各位

大川原化工機株式会社

今般、弊社社長他2名の外為法違反による逮捕に関し、誤解を招くおそれのある内容の報道が散見されましたので、法令の枠組み及び本件に関する弊社の認識につき下記の通りお知らせいたします。報道機関の皆様におかれましては、正しく報道いただきますようお願い申し上げます。

記

1 外為法上、すべての噴霧乾燥器について輸出許可が必要とされるものではなく、法令の定める要件に該当するものに限り許可が必要とされていること。

① 法令の枠組み

「外国為替及び外国貿易法」（外為法）は、我が国の安全保障と国際的な平和及び安全の維持の観点から、兵器の開発・製造等に関連する資機材等の輸出について必要最小限の管理しており、一定の貨物・技術の輸出につき経済産業大臣の許可を要するものとしています。

具体的な規制対象は、「輸出貿易管理令」の別表1で品目が定められ、「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」において具体的な機能や性能等の仕様が規定されています。

② 噴霧乾燥器（スプレードライヤー）

噴霧乾燥器は、以前は規制品目に掲げられていませんでしたが、2013年10月15日施行の政省令に改正により、規制対象に加えられました。

これは、主要な国際輸出管理レジームであるオーストラリア・グループ（AG）の合意に基づく改正で、一般産業用の機器が兵器（化学兵器、生物兵器等）の製造に転用（悪用）される所謂 Dual Use を防ぐ目的で、生物兵器等の保存に用いられるおそれのあるものとして、従前から規制されていた凍結乾燥器に追加して、規制の対象とされたものです。

もっとも、すべての噴霧乾燥器が規制の対象とされているわけではありません。外為法による輸出規制は、我が国の安全保障と国際的な平和及び安全の維持の観点から必要最小限の管理を実施するものだからです。

具体的には、省令において、次のイ・ロ・ハの全てに該当するもののみを規制対象と定めています。

イ 水分蒸発量が一時間あたり0.4 キログラム以上400 キログラム以下のもの

ロ 平均粒子径10 マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10 マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

すなわち、イ・ロ・ハの要件の一つにでも該当しない噴霧乾燥器は、輸出規制の対象ではないのです。

なお、上記3要件は、オーストラリア・グループ（AG）において合意された次の内容に基づくものです¹。

Spray-drying equipment capable of drying toxins or pathogenic microorganisms having all of the following characteristics:

- a) a water evaporation capacity of $\geq 0.4\text{kg/h}$ and $\leq 400\text{ kg/h}$;
- b) the ability to generate a typical mean product particle size of ≤ 10 micrometers with existing fittings or by minimal modification of the spray-dryer with atomization nozzles enabling generation of the required particle size; and
- c) capable of being sterilized or disinfected in situ.

2 「ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」の要件について

① この要件の存在意義

噴霧乾燥器を生物兵器の製造に転用するという場合、微生物を噴霧乾燥により微粒化した後、次の使用に向けて内部を洗浄するにあたり、あらかじめ、残留した微生物を殺菌・滅菌する必要があります。そして、殺菌・滅菌は、噴霧乾燥器を分解することなく、そのままの状態（in situ）で行われる必要があります。そうでないと、製造作業者が残留粉体を吸入したり、接触してしまうからです。

これを定めるのが、「ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」の要件です。

すなわち、噴霧乾燥器によって微粒化した菌を取り出した後、機器を分解することなく定置したままの状態、装置内部に粉体として残存した菌を完全に死滅ないし破壊することができるものでなければ、機器を繰り返し使用することができず、そのようなものは生物兵器の製造機器として転用されるおそれがあるといえないことから、規制の対象としない、とされているのです。

② 「滅菌」「殺菌」の意義

¹ オーストラリア・グループの合意の内容については、「Australia Group Common Control List Handbook-Volume II」に詳しく記述されています。

従って、ここにいう「滅菌」(Sterilized)・「殺菌」(Disinfected)とは、何らかの菌を減少させることができる程度では足りず、すべての菌の伝染能力ないし生存を除去すること
(the elimination of all viable microbes from the equipment through the use of either physical or chemical agents, or the destruction of potential microbial infectivity in the equipment through the use of chemical agents with a germicidal effect)をいうと解されます。

この解釈は、2020年1月に示された経済産業省の運用通達においても、「物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」と明記されています。

③ 「定置した状態で」の意義

「定置した状態で」とは、「装置の分解などを行うことなく、そのままの状態で」という意味です。

原液を噴霧乾燥器にかけた後、粉体の残存する装置を分解して、部品ごとに蒸気や薬剤で処理する方法によっても、滅菌・殺菌を行うことは可能です。しかし、分解しないと滅菌・殺菌することができないとすれば、分解の際に微生物が飛散し、曝露してしまいます。分解しないと滅菌・殺菌することができないというのは、生物兵器の製造に転用することができません。そのため、「定置した状態」(in situ)で内部を滅菌・殺菌できる乾燥器に限り、規制の対象とされています。

3 弊社製品 RL-5 について

弊社製品 RL-5 は、生物兵器の製造に用いることを想定したものではなく、「電子材料を始めたとしたファインケミカル分野」で使用するために開発された汎用機です。

捜査機関による捜査段階であるため本書では詳細は割愛いたしますが、弊社は、弊社製品 RL-5 は「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」にあらず、輸出につき法令違反はなかったと認識しております。

以 上

本書の内容に関するお問い合わせは、弊社代理人である和田倉門法律事務所(担当:高田剛弁護士)までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

和田倉門法律事務所 弁護士 高田 剛

電話 03-6212-8100(代表)

FAX 03-6212-8118

参考人の取調状況

日付	参考人	場所	取調態様
令和2年5月13日	■	警視庁玉川警察署	調書2部にサインした。 調書は2部とも既に出来上がっており、その内容を確認修正した。
令和2年5月18日	■	警視庁玉川警察署	調書3部がすでに出来上がっていた。 出来上がっていた調書について削除を依頼した。削除するにあたり、取調官は何度も上司に確認していたが、最終的に削除してもらってサインをした。
令和2年5月20日	■	警視庁玉川警察署	調書は2部で、2部ともに調書は出来上がっていた。
令和2年6月12日	■	東京地方検察庁	検察官から、「警察のときと供述の内容が変わっている参考人が何人かいる。検察内で問題になっている。この手の事件でこんなことをしてくる会社は珍しい。だからこんなに長くなっている。」と言われた。

0テレNEWS24 ニュース情報 ドラマ パロディ・パロディ スポーツ 映画 アニメ 音楽 芸能 イベント 選挙 政治 経済

0テレNEWS24 ニュース情報 ドラマ パロディ・パロディ スポーツ 映画 アニメ 音楽 芸能 イベント 選挙 政治 経済

0テレNEWS

2020年 4月13日(月) 仙台

トップ 社会 エンタメ 国際 政治 経済 スポーツ 特集 番組 投稿 ブログ 地方 天気 地震防災

0テレNEWS24

留置場で収容者が感染 渋谷警察署

ツイートする シェアする

2020年4月9日 01:50



【都道府県別まとめ】都内の感染者・死者数をグラフで見る

全文

警視庁は、8日、渋谷警察署に留置されている50代の男性収容者が新型コロナウイルスに感染したと発表しました。警視庁の留置施設で感染が確認されたのは初めてです。

警視庁によりますと、感染が確認されたのは、渋谷警察署の留置場にいる50代の男性収容者です。2日に発熱し、今も発熱があるということで、入国先が見つかり次第搬送することになっています。

警視庁は、留置場の担当者や取り調べをした検査員など17人を自宅待機としています。

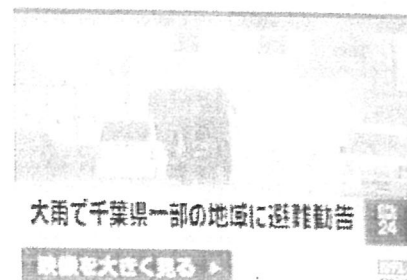
また、町田警察署の交番に勤務する23歳の男性巡査長も感染が確認されました。警視庁の警察官では、これで5人目となります。

巡査長と接触した地域住民のうち、男性1人がせきなどの症状を訴えていますが、関連性は分かっていないということです。

写真に戻る

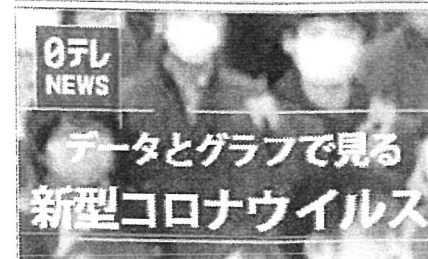
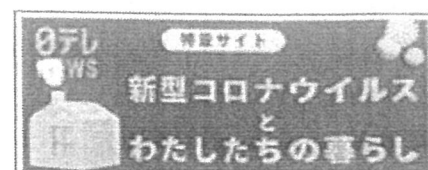
0テレNEWS

ライブ配信中



0テレNEWS

24時間ニュースをライブ配信中



【0テレNEWS24】「都内の感染者・死者数をグラフで見る」【おひさし】「おひさし」【おひさし】【おひさし】

「芸能人の曲ってなんでみんな曲いの？」作くするのなんて簡単だった！

関連記事

社会 2020/4/9 20:36 社会 2020/4/16 01:22 社会 2020/4/15 07:30

留置場で4人目 収容者感染がコロナ感染

留置場3人目の感染後 36人、自宅待機に

収容者が増え 別の男性感染の渋谷署で緊急

注目の記事

社会 2020/4/13 13:55 NEW 社会 2020/4/13 14:22 スポーツ 2020/4/13 07:38

「PCR陽性」異変 さいたま市長が陽性

吉野川...福岡市で初の感染者

埼玉"陽性者"が1人増え"感染経路"不明

社会 2020/4/13 14:10

社会 2020/4/13 14:17 NEW

スポーツ 2020/4/13 07:38

米・NY 新たな入国制限に悩まされて減少に

中野区古巣町で"感染防止"指示"書面も届く"

【山内恵介】2020年「車検はわり」

Ads by Yahoo! JAPAN



確定申告のやり方がわからない？
無料ソフトfree



2人に1人が使う／やよいの青色申告
やよい株式会社



東京都の自宅が購入時より高いか調べる方法
かんたん不動産比較



ヒビッと来たら今すぐプレイ！
CTW株式会社



マイホーム『まさかの金額』8年後に判明
ワキワキ

新型コロナウイルス
最新ニュースまとめ
NIAID RML

横浜・大黒ふ頭 取材日記
記者が見たクルーズ船

MARKET CHALLENGE
BLEAGUE
AFC CHAMPIONS LEAGUE 2019

日テレNEWS24 スポーツコンテンツはこちら！

検索 ▶

カレンダー検索 ▶

★ アクセスランキング 社会

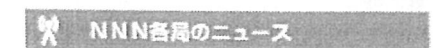
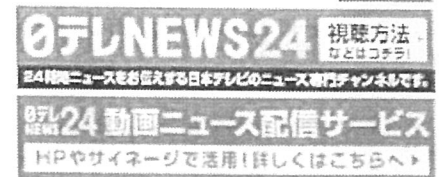
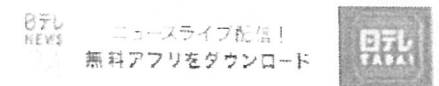
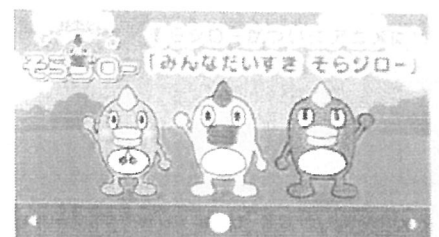
- 1 北海道札幌市 2度目の"緊急事態宣言"
- 2 島根・松江市 飲食店で"クラスター"発生
- 3 "物"には塩素系漂白剤を 消毒剤の作り方
- 4 テレ朝・富川アナ陽性 共演者らに異変なし
- 5 全国で499人の感染確認 7384人に

★ アクセスランキング 総合

- 1 北海道札幌市 2度目の"緊急事態宣言"
- 2 島根・松江市 飲食店で"クラスター"発生
- 3 "物"には塩素系漂白剤を 消毒剤の作り方
- 4 新型コロナウイルス 北朝鮮が国家的対策強化を決定
- 5 テレ朝・富川アナ陽性 共演者らに異変なし

最新ニュース

- ▶ 千葉県 遊園施設などに休業要請 あすから
- ▶ 千葉の一部に避難勧告"感染拡大対策"も
- ▶ 株価見直しは？ 清水洋介氏が解説
- ▶ 日経平均45.5円安 終値1万9043円
- ▶ 外出禁止令で混乱...関係者が被害表明 トルコ



- ▶ 札幌テレビ
- ▶ 青森放送
- ▶ 秋田放送
- ▶ テレビ岩手
- ▶ 山形放送
- ▶ ミヤギテレビ
- ▶ 福島中央テレビ
- ▶ テレビ新潟
- ▶ テレビ新潟
- ▶ 北日本放送
- ▶ テレビ金沢
- ▶ 福井放送
- ▶ 山梨放送
- ▶ 静岡第一テレビ
- ▶ 中京テレビ
- ▶ 静岡テレビ
- ▶ 西日本放送
- ▶ 日本海テレビ
- ▶ 広島テレビ
- ▶ 山口放送
- ▶ 四国放送
- ▶ 高知放送
- ▶ 南海放送
- ▶ 福岡放送
- ▶ 長崎国際テレビ
- ▶ 熊本県民テレビ
- ▶ テレビ大分
- ▶ テレビ宮崎
- ▶ 鹿児島読売テレビ

テレビ、記事、写真、動画、音楽などを無料で視聴できます。
 日テレNEWS24アプリをダウンロードしてご利用ください。
 日テレNEWS24 ライブ配信の視聴方法はこちら

© Nippon Television Network Corporation
映像協力 NNIN(Nippon News Network)

テレ朝 news

FOLLOW US    

降水確率: 50%

東京

地域を選ぶ

詳しい天気

トップ

新型コロナ

速報

社会

政治

経済

国際

スポーツ

エンタメ

特集

東京拘置所に収容の60代男性被告が感染 [2020.04.11 13:24]



【本紙記者東京11日電】東京拘置所に収容されている60代の男性被告が新型コロナウイルスに感染したと発表しました。列車を収容の収容所で感染が確認されたのは初めてです。

本紙記者によりますと、東京拘置所に収容されている60代の男性被告は9日に熱がでてPCR検査をしたところ、11日に陽性が確認されました。この男性は東京上野に入所した時には熱がなかったとみられますが、入所時にしばらく経っていたと職員に申し込んだため、入所後に収容されて検出陽性となっていました。男性は熱を訴えていて、男性も東京拘置所に収容されているということです。東京の拘置所の収容者で感染が確認されたのは初めてです。

関連ニュース



【本紙記者東京11日電】東京拘置所に収容されている60代の男性被告が新型コロナウイルスに感染したと発表されました。



【本紙記者東京11日電】東京拘置所に収容されている60代の男性被告が新型コロナウイルスに感染したと発表されました。



【本紙記者東京11日電】東京拘置所に収容されている60代の男性被告が新型コロナウイルスに感染したと発表されました。



【本紙記者東京11日電】東京拘置所に収容されている60代の男性被告が新型コロナウイルスに感染したと発表されました。

JapaNews 24



1. 東京拘置所に収容の被告が感染 2. 東京拘置所に収容の被告が感染 3. 東京拘置所に収容の被告が感染 4. 東京拘置所に収容の被告が感染 5. 東京拘置所に収容の被告が感染

RANKING

アクセスランキング

1時間	24時間	1週間	1ヶ月
1	東京拘置所に収容の被告が感染	東京拘置所に収容の被告が感染	東京拘置所に収容の被告が感染
2	東京拘置所に収容の被告が感染	東京拘置所に収容の被告が感染	東京拘置所に収容の被告が感染
3	東京拘置所に収容の被告が感染	東京拘置所に収容の被告が感染	東京拘置所に収容の被告が感染
4	東京拘置所に収容の被告が感染	東京拘置所に収容の被告が感染	東京拘置所に収容の被告が感染
5	東京拘置所に収容の被告が感染	東京拘置所に収容の被告が感染	東京拘置所に収容の被告が感染

もっと見る 

KEYWORD

キーワード

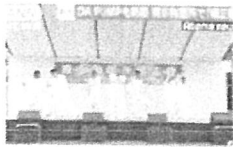
新型コロナウイルス マスク

お祭り運転 結婚

お祭りに参加 水戸エレン

北万錦士 サイバー攻撃

ファーウェイ カルロス・ゴーン



DIAPUMPレシート計算
で盛り上げ 東京拘置
所で職工振
[2020/04/12 10:08]

ソフトバンク 消費税
東京オリパラ 北朝鮮
トランプ政権 スマートフォン
アップル

Headline 注目ニュース



世界にもまれ、1人
最多の子はNYで生ま
れそう
[2020/04/12 11:41]



新米・新卒で1年ぶり
再婚 「コロナ禍で結
ばれた」
[2020/04/12 11:04]



館長は「ぜひ、こ
うして、音楽を聴い
てほしい」
[2020/04/12 11:04]



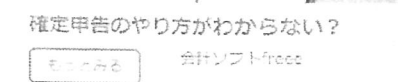
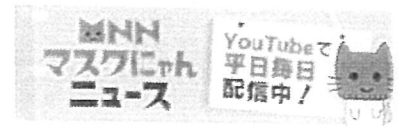
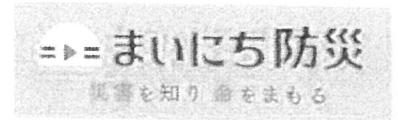
14日にかけ入国者数
に急激な増加が見
えに始まる
[2020/04/12 10:59]



COVID-19感染に
関し、中国で検出さ
れた症例
[2020/04/12 11:04]



東京・山手線沿線で
急激な感染拡大が
見られる
[2020/04/12 11:04]



PICK UP オススメ



水着! 上手なおてんばパンダ! でも
本当は〇〇が好き



【発熱外来 開設し】「コロナ本
疫」の患者受け入れ



Googleとアップルで開発! 海外で
の可能性を探る

こんな記事も読まれています



娯楽「世界で最も美
しい顔ランキング」日
本1位は彼女が持つ
AD NewSphere



電通が、富士山やナツ
シロ・野鳥は「地球上
最も美しい」の選
びAD POST



なぜ日本の若者が少
ないのかを告げる
「日本国」
AD NewSphere



お笑い界の山内、恒
夫・後援にナレーション
の電通がAD POST



美しき、突然の「ス
クープ」に「おれり
し」で「おれり」し
AD POST



さくらんぼを運ん
で、山手線沿い、一
角は「金」で「金」
AD POST

ANN ネットワーク

- ▶ 北海道テレビ放送 ▶ 青森朝日放送 ▶ 岩手朝日テレビ ▶ 東日本放送 ▶ 秋田朝日放送 ▶ 山形テレビ ▶ 福島放送 ▶ 新潟テレビ21
- ▶ 長野朝日放送 ▶ 静岡朝日テレビ ▶ 北陸朝日放送 ▶ 福井放送 ▶ 名古屋テレビ放送 ▶ 朝日放送テレビ ▶ 広島ホームテレビ
- ▶ 山口朝日放送 ▶ 瀬戸内海放送 ▶ 愛媛朝日テレビ ▶ 九州朝日放送 ▶ 長崎文化放送 ▶ 熊本朝日放送 ▶ 大分朝日放送 ▶ テレビ宮崎
- ▶ 鹿児島放送 ▶ 琉球朝日放送